

電気通信大学

目 次

I	認証評価結果	2-(10)-3
II	基準ごとの評価	2-(10)-4
	基準1 大学の目的	2-(10)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(10)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(10)-9
	基準4 学生の受入	2-(10)-13
	基準5 教育内容及び方法	2-(10)-16
	基準6 教育の成果	2-(10)-26
	基準7 学生支援等	2-(10)-29
	基準8 施設・設備	2-(10)-33
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(10)-36
	基準10 財務	2-(10)-39
	基準11 管理運営	2-(10)-41
<参 考>		2-(10)-47
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(10)-49
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(10)-50
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(10)-52
iv	自己評価書等	2-(10)-58
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(10)-59

I 認証評価結果

電気通信大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 平成 19 年度に文部科学省科学技術振興調整費「先端領域若手研究者グローバル人材育成事業」に採択され、テニユア・トラック制による若手研究者の育成に努めている。
- 平成 16 年度に文部科学省現代G Pに採択された「専門重視の相互作用型e-ラーニング実践」により、専門科目を中心にe-learningによる教育実践に取り組み、支援期間終了後もeラーニング推進センターが中心となって全学的な実践を継続している。
- 平成 17 年度に文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に採択された「問題設定型光科学教育プロジェクト」では、大学院学生が光科学に関する実験を企画、立案し、テキストを作成して学部学生を教えることで「他者を教育しながら自らが学ぶ」教育プログラムを実施している。平成 18 年度に文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に採択された「メカノインフォマティクス・カデット教育」では、実践的な問題を設定、解決する能力をもつ「創造的ものづくりエリート」の育成に努め、支援期間終了後も継続している。
- 平成 18 年度に文部科学省「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム」に採択された「高度IT人材育成のための実践的ソフトウェア開発専修プログラム」においては、講義と演習を組み合わせた実践力を養うための教育を行っている。
- 平成 19 年度に文部科学省大学院G Pに採択された「実践的テクノロジスト育成プログラム」では、危機、限界に挑戦し、あえて失敗を経験することにより、研究開発の現場で真の創造性を発揮しうる人材の育成に努めている。
- 平成 15 年度に21世紀COEプログラムに採択された「コヒーレント光科学の展開」では、電気通信学研究科に専攻横断型の「コヒーレント光科学コース」を置き、事後評価において、「設定された目的は十分達成された」との評価を受けている。
- 学部・大学院博士前期課程の学生の就職状況は、高い成果を上げており、通信・情報サービス、電気・情報通信機器、電子部品・デバイス・電子回路等の多方面に技術者・研究者を数多く輩出している。
- 図書館は、余裕のある閲覧スペースのほか、グループ学習室、AV視聴室、個人ブース、情報用自習室など利用者のニーズに応じた機能性が高くゆとりある環境を整備している。
- UECコミュニケーションミュージアム（旧歴史資料館）を設置し、所蔵資料（貴重無線通信機器・音響機器・真空管等の所蔵目録及び映像情報等）、貴重コレクション（江戸期和算書コレクション）などの電子化を図り、順次大学ウェブサイトでの公開を進め、オンラインによる利用を推進している。
- 卒業生・修了生や卒業生（修了生）受入企業の意見を組織的に収集し、外部評価委員のアドバイス等を生かして、大学改革を進めている。
- 当該大学と調布市のニュースを掲載する冊子『電通大どおり』を年に4回発行し、市民向けに配布するなどして、地元との友好協力を進めている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程の3年次編入及び大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い。

II 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学の目的は、学則第 3 条に「情報、通信及び関連する諸領域の科学技術に関する教育研究を行い、人類の未来を担う人材の育成と学術の研究を通じて文化の発展に貢献すること」と定めている。さらに、電気通信学部における人材養成と、教育研究上の目的については学則第 36 条の別表に、「情報、通信及び関連する諸領域の科学技術諸分野において高度な専門能力を育み、幅広く深い教養を授け、人間性・国際性ならびに倫理意識を涵養し、社会に貢献する人材を養成する」こととしている。

当該大学ではこの目的を裏打ちするものとして<3つの理念>

1. 万人のための先端科学技術の教育研究
2. 自ら情報発信する国際的研究者・技術者の育成
3. 時代を切り拓く科学技術に関する創造活動・社会との連携

を掲げている。

これらの目的と理念に沿って第一期中期目標では、大学の特性を踏まえ一層の個性化及び機能の明確化を図る観点から、大学の基本的目標として「高度コミュニケーション科学の諸領域で世界をリードする教育・研究拠点を築き、もって平和で幸福な社会の進歩発展に寄与する」としている。この目標により、大学の活動では国籍、人種、信条、性別、社会的身分の如何を問わず、国内外の市民及び社会に門戸を広く開放し、21 世紀を担う先駆的な科学者、技術者、専門職業人を育成し、教育、研究、社会との関係の 3 つの領域で積極的に貢献することとしている。

これらの目標の下に大学の活動の基本方針を（1）学部教育、（2）大学院教育、（3）研究、（4）社会貢献、（5）大学運営の 5 項目について詳細に提起している。

当該大学は 2018 年に創立 100 周年を迎えるに当たり、法人化を契機とした大学改革を、更に進める視点から、具体的なアクションプランを策定している。その行動指針は「UEC ビジョン 2018 ～100 周年に向けた挑戦～」としてとりまとめられており、大学ウェブサイトで公表されている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学の理念・目的をベースとし、大学院研究科として電気通信学研究科、情報システム学研究科が設置されている。

これら大学院研究科の目的は学則第 91 条の別表に示されているように、電気通信学研究科においては、総合的理工学領域における真理の探求による新しい学問の創造と、その体系化に寄与する教育と研究を行い、博士前期課程においては、専門領域分野に関する系統的専門知識を有し、産業界における中核的な役割を担う人材を、博士後期課程においては、研究テーマ領域に関する非常に高度な知識と創造性を有し、我が国の研究開発の先導的役割を果たすべき人材を養成することを目的としている。

情報システム学研究科においては、高度情報化社会の新しい技術基盤としての情報システムの設計、構築、運用、評価及びその人間や社会との関係について幅広い教育と研究を行い、博士前期課程においては、広い視野と高度の専門知識を持ち、企業や組織の現場において情報システムに関する指導的な役割を担う人材を、博士後期課程においては、情報システム分野において自立して研究・開発を行い得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を持ち、将来の我が国の産業の発展を担う独創力の豊かな人材を養成することを目的としている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

大学ウェブサイトに、学則、中期目標、理念、基本方針、「UECビジョン 2018 ～100 周年に向けた挑戦～」、アクションプラン等が一括して掲載されており、極めて便利なものとなっている。大学概要には理念及び基本方針が掲載されており、学内外に周知、公表している。「UECビジョン 2018 ～100 周年に向けた挑戦～」は、メールニュース「UECコミュニケーション」、全学集会、パンフレット『Unique & Exciting Campus UECビジョン 2018 100 周年に向けた挑戦』としても発刊されており、配布等によって学内へ周知されている。

学部学生のための学修要覧には教育方針が定められ、その方針に基づき「全学科に共通する学習・教育目標」に踏み込んで説明している。学則の抜粋は学修要覧、『学生生活の手引き（CAMPUS LIFE）』に掲載されており、目的の周知を図る努力をしている。新入生オリエンテーションの際には、新入生にこれらの冊子を配布、広く周知している。

さらに、受験生向けの大学案内に理念を掲載し、オープンキャンパス等で配布、周知するとともに、大学ウェブサイト受験生対応版においても大学の理念を説明している。

また、大学院学修要覧：電気通信学研究科用、情報システム学研究科用の各要覧においても大学院の目的を詳しく説明している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 1 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 2018 年創立 100 周年に向け、「UECビジョン 2018～100 周年に向けた挑戦～」を通じた大学改革を行っている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学の開設は大正 7 年社団法人電信協会管理無線電信講習所としての発足であり、近代社会における通信インフラ技術の従事者を養成する役割を担ってきた。近年急速に変貌を遂げている通信技術、ネットワーク技術の開発・管理等を支える人材を養成する高等教育機関として備えるべき教育内容と、実験実習設備を持つ情報通信に関する総合教育研究機関である。

学士課程が掲げる人材養成に関する目的は、「情報、通信及び関連する諸領域の科学技術諸分野において高度な専門能力を育み、幅広く深い教養を授け、人間性、国際性ならびに倫理意識を涵養し、社会に貢献する人材の養成」である。

学士課程は、電気通信学部 1 学部のみ単科制ではあるが、昼間コースと夜間主コースを置き、情報通信工学科、情報工学科、電子工学科、量子・物質工学科、知能機械工学科、システム工学科、人間コミュニケーション学科の 7 学科から構成されており、国際的にも通用する情報通信分野を担う人材、高度情報化社会を支えるハードウェア要素技術の研究者、情報処理システムの開発と社会への応用を図る技術者、物作りプロセスへの高度な情報処理技術の応用を実現する機械工学のセンスを持つ技術者の養成、コミュニケーションに関する諸問題を文理融合の視点から解決することを目指す研究者・技術者を養成することを目的としている。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

平成 16 年度に、全学的視点に立った教育システムの構築、教育活動の充実、発展を図ることを目的として、大学教育センターを設置し、その下に教育企画部、教育改善部、入試検討部、共通教育部門を設けている。センター長は教務・入試担当の副学長が担当し、全学的な視点から教育を統括する仕組みとなっている。学部教養教育は、大学教育センターに設けられた「共通教育部門」がカリキュラムの検討や運営に当たっており、全学の専任教員の過半数が教養教育に携わっている。

「共通教育部門」を担当する教員は教科別に、人文社会科学部会、言語文化部会、数学部会、基礎科学部会、情報部会、健康・スポーツ科学部会、夜間主コース専門共通教育部会、教職課程部会、キャリア教育部会の 9 部会からなる部会に配置され、各部会は担当教員、授業内容の検討など担当する科目の運営に責任を持っている。各部会長は学部教育の教育課程の編成及び改善、授業等の実施等を審議する学部教育委員会の委員となっており、教養教育と学部教育の総合的な働きを目指し調整に当たっている。各部会では授業内容や教授方法改善のための勉強会の開催や入学者の学力分析、シラバスの内容確認などのファカ

ルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動も行っている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学大学院は、

- ・ 電気通信学研究科（博士前期課程及び博士後期課程各7専攻：情報通信工学専攻、情報工学専攻、電子工学専攻、量子・物質工学専攻、知能機械工学専攻、システム工学専攻、人間コミュニケーション学専攻）
- ・ 情報システム学研究科（博士前期課程及び博士後期課程各4専攻：情報メディアシステム学専攻、社会知能情報学専攻、情報ネットワークシステム学専攻、情報システム基盤学専攻）

の2研究科から構成されている。

電気通信学研究科は、電気通信学部の各学科に対応した7専攻構成となっている。情報システム学研究科は、学部基礎を持たない、4専攻からなる独立研究科であるが、各専攻に電気通信学部所属教員との連携による協力講座を設置するとともに、NHK放送技術研究所、株式会社日立製作所システム開発研究所、情報通信研究機構、株式会社東芝、鉄道総合技術研究所、KDDI研究所、宇宙航空研究開発機構、NTT情報流通プラットフォーム研究所等の外部機関との連携による客員講座を置いている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

当該大学には、附属図書館、レーザー新世代研究センター、先端ワイヤレスコミュニケーション研究センター、電気通信学部附属菅平宇宙電波観測所、国際交流推進センター、eラーニング推進センター、情報基盤センター、産学官連携センター、研究設備センターの9つのセンター等の附属施設が設けられている。

いずれも学生の教育と研究に欠くべからざるものではあるが、特に、附属図書館、情報基盤センター、国際交流推進センター、eラーニング推進センターは学部、大学院の教育を支えるとともに研究活動にも十分に寄与している。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会を置き、毎月1回開催し、国立大学法人法に定められている事項について審議している。

また、電気通信学部及び情報システム学研究科に、それぞれ教授会を置き、毎月1回程度開催し、各部

局における教育及び研究に関する事項、学生の入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項等を審議している。構成員は、専任の教授、准教授及び講師である。

電気通信学研究科にあつては電気通信学研究科委員会を設けており、学部教授会と同じ時に開催している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数
の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程や教育方法の検討組織として全学的には大学教育センターを置き、電気通信学部、電気通信学研究科にはそれぞれ教育委員会、情報システム学研究科には教務委員会を置いている。

電気通信学部教育委員会は、電気通信学部長、副学長（教務・入試担当）、各学科選出の委員、大学教育センター共通教育部門の各部会選出の委員及び、国際交流推進センター選出の委員で構成されている。

電気通信学研究科教育委員会は、研究科長、副学長（教務・入試担当）及び、各専攻選出の委員で構成されている。

情報システム学研究科教務委員会は、各専攻選出の委員で構成されている。

大学教育センターの組織構成は副学長（教務・入試担当）をセンター長として、各部会にセンター長が指名する者を部会長として置いている。また、同センターに運営委員会を置き、各部会長及び、センター長が指名する委員等で構成されている。

上記の教育委員会や大学教育センター運営委員会等はいずれも月1回程度の割合で開催し、カリキュラム、単位認定、シラバス等について審議・検討を行っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

当該大学の中期目標では、『職員の配置の基本方針』として、「性別、宗教、国籍によらず、適材を適所に配置するとともに、TA、RA、技官、教務補佐員等の有効活用を促進する。教育研究を機動的に行うために学科間、研究科間での教員の相互協力、人事上の流動性を高める。教養教育では、その企画組織、実施組織、教員組織等で複雑な構造を簡素化し、一体化して、教育効率の良い体制を整える」を掲げている。

電気通信学部、情報システム学研究科ともに、教員組織は講座を基本単位としている。各講座に教授、准教授、講師、助教を配置し、教授の当該専攻分野における責任を明確にしている。また、学科には学科長、専攻には専攻主任をそれぞれ配置して責任の所在を明確にしている。

新しい教育・研究分野の展開を図るため、各部局の教員数の10%を全学裁量ポスト（平成17年7月5日役員会決定）とし学長の下に集め、学長のリーダーシップの下、戦略的人事を行っている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、専任187人（うち教授92人）、非常勤123人であり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

平成20年度の専門必修科目の担当状況を見ると、全122コマ中、非常勤講師等が担当する「技術者倫理」、「マシンデザイン演習」等の6コマを除いて、残りの116コマすべてについて、専任の教授又は准教授が担当している。また、主要な共通教育科目にも専任の教授又は准教授を配置している。

これらのことから、必要な教員が十分確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔博士前期課程〕

- ・ 電気通信学研究科：研究指導教員 171 人（うち教授 85 人）、研究指導補助教員 7 人
- ・ 情報システム学研究科：研究指導教員 45 人（うち教授 25 人）、研究指導補助教員 13 人

〔博士後期課程〕

- ・ 電気通信学研究科：研究指導教員 140 人（うち教授 83 人）、研究指導補助教員 28 人
- ・ 情報システム学研究科：研究指導教員 44 人（うち教授 24 人）、研究指導補助教員 13 人

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

大学では、職員配置の基本方針を定め中期目標に掲げている。また、これらの目標を達成するための具体的方策として人事の基本方針を策定している。

これらの目標、方針に沿った、具体的な人事施策として

- ・ 外国人、女性教員の積極的な採用
- ・ 平成 19 年度からの教員の身分制度変更に伴う新任助教への任期制の導入
- ・ 平成 19 年度文部科学省科学技術振興調整費の若手研究者の自立的な研究環境整備促進に採択された「先端領域若手研究者グローバル人材育成」によるテニユア・トラック制の導入、特任准教授及び特任助教の採用
- ・ 幅広い人材を有効に活用することを目的とした特任教員制度の整備、優れた技術者及び専門知識を持つ人材の登用
- ・ 各部局教員の 10%を全学裁量ポストとすることによる全学的な視野に立った戦略的な教育研究分野の展開・促進
- ・ 優秀教員賞の制定による教員へのインセンティブ付与
- ・ 部局教員人事に対する学長、部局長による事前協議による、リーダーシップと責任体制の明確化に取り組んでいる。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用基準、昇格基準は「電気通信大学教育研究職員の採用及び昇任のための選考基準」において定めており、大学設置基準第 14 条から第 17 条に定める教員の資格に合致するものとなっている。

また、大学院担当教員の資格については、「電気通信大学大学院電気通信学研究科担当教員資格審査内

規」及び、「電気通信大学大学院情報システム学研究科教育研究職員選考内規」において基準を定めており、大学院設置基準第9条に定める教員の資格に合致するものとなっている。

さらに、「電気通信大学電気通信学部及び大学院電気通信学研究科教育研究職員選考内規」及び、「電気通信大学大学院情報システム学研究科教育研究職員選考内規」において、教員の選考の手順を定めている。

選考に当たっては、人事委員会又は選考委員会を組織して、書類審査及びインタビューのほか、場合によって模擬授業を実施して、教育上の指導能力や教育研究上の指導能力の評価を行っている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の自己点検・評価指針等に基づき、毎年度4半期（4、7、10、1月）ごとに各教員が、「教育」、「研究」、「社会貢献」、「管理・運営」の4領域からなる「教員基本データベースシステム」に活動状況を入力し、この入力データに基づく「自己点検・評価シート」を学長に提出する。学長が指名する理事等がこれらを基に、毎年1回、教員評価を行っている。これらの評価結果は、「優秀教員賞」などのインセンティブの付与、昇給に反映させている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

大学ウェブサイトから、研究者情報総覧を見ることにより教員の研究内容は把握できる。この情報と担当している講義のシラバス等を参考にして、研究内容と講義との関連を明らかにすることができる。教育内容と研究活動との間に強い関連があることが理解できる。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-1① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

事務局の教務課、学生課、入試・広報課の各課と附属図書館に教育課程を遂行するために必要な事務職員を置き、大学教育センター、学生支援センター及び国際交流推進センターの教員と協働して業務を実施する体制としている。また、技術職員で構成する技術部を置き、技術部が全学からの業務申請を受け付け、組織的に業務を遂行している。すべての技術職員が何らかの学生実験・実習教育業務を担当するほか、全学的技術業務、研究プロジェクト参画業務などの教育研究支援に当たっている。上記の事務職員と技術職員を計85人配置している。

実験、演習等の科目についてはTAを採用し、授業の効率化、教育効果の向上を図っている。特に、電気通信学部では、TAの有効活用のための基準として「TA経費要求基準」を定め、採用する科目、勤務形態、業務内容等を明らかにしている。平成20年度のTA採用数は1,016人である。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 19 年度に文部科学省科学技術振興調整費「先端領域若手研究者グローバル人材育成事業」に採択され、テニユア・トラック制による若手研究者の育成に努めている。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

学部では大学の教育目標、各学科の目的を踏まえ、「情報・通信および関連する諸領域に関わる科学技術とその基盤となる自然科学に強い興味と探求心を持ち、習得した知識と技術を活用して広い視野から社会発展に貢献できる皆さんを、国内外から求めています」とアドミッション・ポリシーとして掲げ、オープンキャンパス、入試説明会、大学見学会等でアドミッション・ポリシーが明示されている大学案内、入学者選抜要項等を配付するとともに、大学ウェブサイトに掲載し志願者に周知をしている。大学案内、一般選抜学生募集要項については、過去3年間に志願者のあった高等学校1,612校へ送付している。

電気通信学研究科、情報システム学研究科においても大学の教育目標を踏まえたそれぞれの研究科に対応するアドミッション・ポリシーを定め、公表するとともに、大学ウェブサイト、あるいは募集要項等で周知している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学部の入学者選抜は、大学で定めた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って学生を受け入れるため、一般選抜（昼間コース、前・後期日程）、一般選抜（夜間主コース 前・後期日程）、推薦入学試験（昼間コース・夜間主コース）、特別選抜試験（夜間主コース）、特別編入学試験（推薦）（学力）（昼間コース・夜間主コース）、帰国子女特別選抜試験（昼間コース）、私費外国人留学生特別選抜試験（昼間コース）と多種の試験を行うとともに、アドミッション・ポリシーにふさわしい理系に重点を置いた入試科目を設定し、選抜を実施している。

大学院では、博士前期課程・博士後期課程一般選抜試験、博士前期課程・博士後期課程社会人特別選抜試験等、研究科のアドミッション・ポリシーに従い、基礎的な専門知識に関する筆記試験と研究意欲を確認するための面接口頭試問により選抜を実施している。学部を基礎とする電気通信学研究科と独立研究科である情報システム学研究科の試験ではそれぞれのアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を行い入学者受入方針にかなった学生を受け入れている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

該当なし

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

電気通信学部の一般選抜試験、帰国子女特別選抜試験、私費外国人留学生特別選抜試験においては教務・入試担当副学長を、特別編入学試験（推薦）、特別編入学試験（学力）、推薦入学試験、社会人特別選抜試験においては学部長を本部長とする試験実施本部を設置している。また、入学試験委員会を設置し、入学者選抜に関する審議、決定を行っている。なお、入学試験委員会の下での学力検査部会及び特別検査部会が出題と採点を担当し、同一答案を複数教員により採点するチェック体制、出題内容の検討と改善などを行う体制が確立されている。可否の最終的な決定は教授会の審議事項となっている。

大学院においては、各研究科長を本部長とする試験実施本部を設置し実施している。また、各研究科入学試験委員会を設置し、入学者選抜に関する審議、決定を行っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-2④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

教務・入試担当副学長をセンター長とする大学教育センターに入試検討部を設け入学試験全体について検討を行っている。

平成19年度、学部（昼間コース）入学者を対象に、過去5年間（平成15～19年度入学）の入試成績（前期・後期・推薦の選抜方法ごと）と入学後の学部成績に関する追跡調査やアンケート（入学志望理由など）調査を行っている。この調査結果により、入学者受入方針と入学者の資質の関係を検証し、学部編入学入試の試験科目見直し、学部推薦入学試験における高等学校からの推薦人数枠の変更等、入試方法の改善を行っている。

大学院においては、情報システム学研究科博士前期課程社会人選抜及び博士後期課程社会人選抜において、出願資格を変更し、社会人としての経験を総合的に評価できる仕組みとしている。また、入試委員会では大学院社会人入学試験の出願要件の見直しを行い個別出願資格認定審査を導入している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証する取組が行われており、その結果を入学者選抜方法の改善に役立てていると判断する。

4-3-1① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成17～21年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成19年4月に改組された情報システム学研究科（博士前期課程及び博士後期課程）については、平成19～21年度の3年分。）

〔学士課程〕

- ・ 電気通信学部：1.06倍
- ・ 電気通信学部（3年次編入）：1.31倍

〔博士前期課程〕

- ・ 電気通信学研究科：2.12 倍
- ・ 情報システム学研究科：0.99 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 電気通信学研究科：1.70 倍
- ・ 情報システム学研究科：0.78 倍

電気通信学部（3年次編入）、電気通信学研究科（博士前期課程／博士後期課程）については入学定員超過率が高い。

当該大学の入学者受入状況は、電気通信学部及び情報システム学研究科博士前期課程においては許容される幅での定員充足率であり、この5年間（情報システム学研究科博士前期課程は3年間）はほぼ適正な値で推移していると言える。しかし、電気通信学研究科博士前期課程の受入人数は定員の2.12倍と著しく高くなっている。今後、定員を増やし課題を解消することとしている。また、電気通信学研究科博士後期課程の受入人数は定員の1.70倍であり、当該大学では「減少傾向にある」と分析しているが、受入数は多い。これに対し、情報システム学研究科博士後期課程の受入人数は定員の0.78倍であり、平成20年度以降はさらに減少傾向がうかがえる。

当該大学では、大学院の定員充足状況を改善するため、教育組織と入学定員を見直すこととし、平成22年度から、電気通信学研究科を情報理工学研究科に改組し、博士前期課程の入学定員を188人から340人に増員するとともに、志願者が減少傾向にある情報システム学研究科博士後期課程については、入学定員を38人から30人に減員することとしている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は学士課程の3年次編入及び大学院課程の一部の研究科を除いて入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 学士課程の3年次編入及び大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

電気通信学部は「情報、通信および関連する諸領域の科学技術分野において高度な専門能力を育み、幅広く深い教養を受け、人間性・国際性ならびに倫理意識を涵養し、社会に貢献する人材を養成する」ことを教育目的とし、工学士の学位を授与することとしている。このことに照らして、教育課程は、人間性や倫理観の陶冶に資する教養教育科目としての総合文化科目と理工学の基礎から各学科への専門性へ系統的に展開する専門科目の2つの科目分野から構成されている。

総合文化科目は、人文・社会科学科目、言語文化科目、健康・スポーツ科学科目、理工系教養科目、国際科目とこれらの科目の上位科目である上級科目の計6つの授業科目区分で構成されている。上級科目は1、2年次において学習した人文・社会科学科目や言語文化科目の内容を踏まえて、3、4年次において更に講義テーマを絞って深く学習することを目的としており、1年次から4年次までの教養教育課程を体系的に編成している。

また、専門科目は、専門基礎科目、専門共通科目（夜間主コースのみ）、学科専門科目で構成されている。専門基礎科目は、数学、基礎科学（物理・化学）、情報に関する科目等で構成され、専門科目の基礎として位置付けられる。さらに、学科専門科目は、学科ごとの学習目的に基づき系統的に履修するための科

目として専門基礎科目の上位に位置付けられる。

学科ごとの卒業所要単位は昼間コースについては 131～139 単位であり、夜間主コースについては 124～131 単位であり、総合文化科目は昼間コースについては 31 単位、夜間主コースについては 25 単位を課している。必修科目、選択科目のバランスについては、学生に専門分野における十分な基礎学力を修得させる一方で、科目の選択の幅を広げることを考慮したものとなっている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

教育課程の編成や授業科目の内容は、学生の多様なニーズや社会からの要請等に配慮して、次のような工夫を行っている。

- ・ 学士課程教育と博士前期課程教育の連携を図るために、学部学生のうち優秀な者に大学院授業科目を受講する機会を与える先行履修制度を設けるほか、大学院連携科目を開講している。
- ・ 「キャリアデザインA、B、C」や、「インターンシップ」による体系的なキャリア教育を実施している。
- ・ 多摩地区国立5大学との単位互換を実施している。
- ・ 文部科学省の平成15年度「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」として採択された「「楽力（がくりょく）」によって拓く創造的ものづくり教育」によって、知能機械工学科におけるものづくりに主眼を置いた実践的な講義・実習を行い、メカトロニクス機器の製作・実験を行う「メカトロニクス応用」、電子工学科の回路製作の実践力がつく「電子工学工房」が授業科目として開講されている。支援期間終了後も「楽力工房」として事業を継続し、「ロボメカ工房」、「電子工学工房」において体験教育を実施しており、各種コンテストにおいて入賞するなど成果を上げている。
- ・ 文部科学省の平成16年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択された「専門重視の相互作用型e-ラーニング実践」により、専門科目を中心にe-learningによる教育実践に取り組み、支援期間終了後もe-ラーニング推進センターが中心となって全学的なe-learning実践を継続している。
- ・ 3年次特別編入学生に対しては、高等専門学校等で修得した単位を極力認定するようにしている。また、「卒業研究着手審査基準」等においても配慮している。
- ・ 平成21年度には、「チーム教育で育てる学力と教育力」が、文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択されている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

学修要覧に、単位制度及び成績評価基準、各学科における履修モデル（コースツリー）を掲載し、入学時の履修ガイダンス等で履修指導を行っている。シラバスに「授業時間以外の学習時間（予習・復習等）」の項を設け、学生の自主的学習を促すよう努めている。また、授業時間外の学習を支援するため、多様な自習室を設置するとともに、図書館情報用自習室等の夜間や土曜日の開放なども行っている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

電気通信学部では、総合文化科目、専門科目それぞれの科目分野において講義、演習、実験、実技をバランスよく開講している。

1年次の専門基礎科目においては、「基礎科学実験A」(物理)等の実験や「コンピュータリテラシー」、「基礎プログラミングおよび演習」等の演習を開講している。また、3、4年次においても演習や実験形式の授業を実施している。さらに、主要な講義科目について講義科目と演習を組み合わせで、より理解を深めやすくしている。

学習指導法の工夫としては次の例がある。

- ・ 少人数制による双方向、相互啓発を目的とした上級科目の「テーマ別セミナー」、言語文化科目の「語学演習」の実施。
- ・ 国際性、コミュニケーション能力、表現力の涵養を図るための、
 - ・ PBL (Project Based Learning) 型授業として「コミュニケーション演習」、「外国語演習」、「技術英語」等の実施。
 - ・ 短期留学生向けに開講している英語で行われる授業科目群のうちの20科目を、学部の科目の国際科目として開講。
 - ・ TOEFL、TOEICの基準点以上、実用英語技能検定の2級以上を共通単位として認定。
 - ・ キャリア教育におけるワークショップ形式やPBLによる少人数のグループ授業等の実施。
 - ・ 平成15年度に採択された文部科学省特色GPによる「ロボメカ工房」、「電子工学工房」等における体験型教育の実施。
 - ・ e-learningシステムなど多様なメディアの活用。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各学科において学部の教育目的に沿った学習、教育目標を定め、教育課程を編成し、シラバスを作成している。シラバスの内容に関しては、学部教育委員会で平成19年度に記入要領の検証と見直しを行い、主題および達成目標、前もって履修しておくべき科目、教科書等、授業内容とその進め方、成績評価方法および評価基準(最低達成基準を含む)、オフィスアワー:授業相談、学生へのメッセージ等を記載することとし、学生の講義に対する興味を引き出す工夫と同時に、授業や成績評価に関する必要情報を網羅しており、学生が授業科目を選択、履修する上での参考となっている。

シラバスは、各学科等で掲載内容の確認を行った上で公開し、大学ウェブサイト上で学外からも閲覧できるようにしている。また、履修ガイダンスや学修要覧でシラバスの活用について説明している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

初年次で適切な学習習慣を身に付けさせるため、1年次の各学期での修得単位数が基準値を下回る学生

に対して、助言教員が個別に面談を行い、主体的学習の重要性について指導を行っている。「2年次終了時審査」、「卒業研究着手審査」を実施し、学業の進捗管理を行うとともに、助言教員制度によって指導、助言に努めている。

学業へのインセンティブを高めることを目的に、顕著な成績を収めた学生に対して学長が表彰を行っている。

基礎学力が不足している学生に対する補習授業として「数学補習授業」、「物理学入門第一」、「物理学入門第二」を実施している。受講者は、昼間コース学生の約3%、夜間主コース学生の約20%である。

学生の自主的学習環境として、自習室、e-learning システム、英語自学自習システム等を整備している。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

電気通信学部では、昼夜開講の夜間主コースを設置しており、授業は昼間コースと同じ教員が担当している。夜間主コースの授業は、平日は第6時限（17時50分から19時20分）、第7時限（19時30分から21時）に開講している。土曜日は第1時限（9時から10時30分）から第5時限（16時15分から17時45分）まで開講し、実験、演習科目を多く配置するなど、有職社会人に配慮している。また、昼間コースに開講する授業科目を30単位まで履修することができ、フレキシブルな受講機会を用意している。

学修要覧には履修モデル（コースツリー）を掲載し、入学時には夜間主コースガイダンスを実施するとともに、オフィスアワーを設けて学習相談に応じるなどの指導を行っている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

授業科目の成績判定は、学則第66条に「授業科目の履修成績は、「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」の評語で表わし、「可」以上を合格とする。ただし、輪講及び卒業研究の成績は、「合格」、「不合格」とする。」と定めている。成績評価の基準及び評価平均は、学部教育委員会において定めている。これらは学修要覧に掲載し、入学時のオリエンテーションにおいて周知し、各科目の成績評価方法及び評価基準（最低達成基準を含む）については、シラバスに掲載している。

卒業認定基準については、学則第74条に基づき、電気通信学部履修規程第3条で卒業所要単位及び卒業審査基準を定めている。履修規程において卒業審査の前には2年次終了時審査、3年次終了時の卒業研究着手審査の実施が定められている。これらは学修要覧に掲載され、入学時のオリエンテーションにおいて周知している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

各授業科目の成績評価方法及び評価基準（最低達成基準）はシラバスに掲載され、周知されている。学生は、大学ウェブサイト上の「学務情報システム」で各自の成績評価を確認でき、オフィスアワーの際に成績に関する相談も可能である。さらに、成績に対する異議申し立て制度を設けており、学修要覧に掲載し、入学時のオリエンテーションでも周知している。

また、大学教育センター教育改善部において、適正な評価の実施に向けて成績分布調査を行っている。これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

当該大学の大学院は、学部積み上げ型の電気通信学研究科と独立研究科である情報システム学研究科から構成されている。両研究科の人材養成の目的については<学則第91条 別表第1の2>に定められている。研究科の教育課程編成に当たっては、電気通信学研究科では、「授業科目を基礎科目と専門科目とに分け、基礎科目では各専門分野での大学院レベルでの高度な基礎教育を徹底して行い、それを基に専門科目では更なる専門分野の教育を行う」こととし、情報システム学研究科では、教育目的を達成するために専門科目、応用科目、特別科目、基礎科目、必修科目を用意しそれぞれが目指す人材養成を行っている。これらの教育課程を修了した者には修士（工学、理学、学術）及び博士（工学、理学、学術）の学位が授与される。

電気通信学研究科博士前期課程においては、修了所要単位30単位以上のうち、24単位以上は所属する専攻において開設される主専攻科目から修得することが求められている。主専攻科目は学部教育からの継続性と専攻の専門への橋渡しを考慮した基礎科目と、各専攻の修士論文作成に必要な知識を中心とする内容の専門科目から構成されている。博士後期課程においては、修了所要単位16単位以上のうち14単位以上を主専攻科目としている。

情報システム学研究科博士前期課程においては、修了所要単位は30単位以上のうち、必修科目の単位を12単位以上、選択科目の単位を18単位以上履修することが求められている。特に、情報系学部以外を卒業した学生のために、情報系の基礎言語やスキル習得を目的として基礎科目を開設し、専門教育を受けるための下地づくりに配慮している。選択科目は専門科目、応用科目、特別科目、基礎科目に区分されており、それぞれ特色ある内容となっている。博士後期課程においては、修了所要単位16単位以上のうち、必修科目が12単位以上、選択科目が4単位以上としている。なお、当該研究科では他専攻で開設する科目についても所属専攻のものと同様に単位を認定することとしている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮した取組を行っており、事例を以下に示す。

- ・ 平成15年度に21世紀COEプログラムに採択された「コヒーレント光科学の展開」では、電気通信学研究科に専攻横断型の「コヒーレント光科学コース」を置き、事後評価において、「設定された目的は十分達成された」との事後評価を受けている。
- ・ 企業等の最先端で活躍する研究者等がオムニバス形式で講義を行う「先端技術開発特論」、複数のベンチャー企業経営者等による「ベンチャービジネス特論」、知的財産本部特任教授による「知的財産権特論」を開講。(電気通信学研究科)
- ・ 企業や研究所等、連携機関からの客員教員による最先端の研究内容を反映した講義科目の開講。(情報システム学研究科)
- ・ 就業体験を通じた職業適性、将来設計の検討、職業意識や自主性の涵養などのため、「大学院インターンシップ」を開設するとともに、インターンシップ担当の特任教授を配置し学生と派遣先とのマッチングを行う。(電気通信学研究科、情報システム学研究科)
- ・ 学生の英語力やプレゼンテーション能力向上を目的に「Technical English A」、「Technical English B」、「リサーチツールとしての英語」、「量子・物質工学アカデミックプレゼンテーション」を開講。(電気通信学研究科)
- ・ 英語による専門科目を開講(英語のみの科目を「英語ベースⅠ」、英語と日本語を併用する科目を「英語ベースⅡ」として区分)。(電気通信学研究科)
- ・ 他専攻や他研究科の科目履修の許可と単位認定。(電気通信学研究科、情報システム学研究科)
- ・ 他の大学院との単位互換や海外協定校で修得した単位の認定。(電気通信学研究科、情報システム学研究科)
- ・ 2学期制を採用し、入学時期を4月と10月の年2回設けている。また、修了の時期を博士前期課程は9月と3月の年2回、博士後期課程は6、9、12、3月の年4回としている。(電気通信学研究科、情報システム学研究科)
- ・ 専任教員の研究成果を反映した授業を行い成果の共有と、大学のアイデンティティの達成等を挙げることができる。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

学修要覧に、履修モデル(コースツリー)を掲載し、入学時の履修ガイダンスや各専攻によるガイダンスによって組織的な履修指導を行うだけでなく、指導教員の指導によって「年間履修計画書」を作成させている。

研究指導についても学年始めに研究及び教育計画の概要を記す「研究指導計画書」を学生と相談の上、作成している。これらの計画書の作成に当たり、学生の授業時間外の学習時間の確保等に配慮し、学生の自主的学習ができるようにするよう指導している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各研究科の教育目的に沿い、博士前期課程では各専攻の教育領域の基礎を基礎科目の講義により培い、それを踏まえた専門性の高い内容を専門科目の講義により教授している。これらに加え、学生の個々の専門領域については少人数による輪講、演習、実験が指導教員を中心に行われており、その授業形態の割合は電気通信学研究科で70%が、情報システム学研究科で60%が講義で占められている。博士後期課程では更に高度なスクーリングを実施している。

電気通信学研究科では、専門分野における国際性やコミュニケーション能力を高めるため、英語による授業として「英語ベースⅠ」（英語だけで講義する科目）、「英語ベースⅡ」（英語と日本語を併用して講義する科目）を開講している。また、専門性の高い授業科目の履修を目的とした「国立工科系12大学院の遠隔教育による単位互換制度」において、遠隔教育による単位互換を実施している。

教育内容に応じた学生の指導については競争的資金による文部科学省教育支援プログラムに積極的に応募し、次のようプロジェクトが採択されることとなり、大学院学生の新しい活動が始まっている。

- ・ 平成17年度に文部科学省「「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に採択された「問題設定型光科学教育プロジェクト」では、大学院学生が光科学に関する実験を企画、立案し、テキストを作成して学部学生を教えることで「他者を教育しながら自らが学ぶ」教育プログラムを実施して、「目的は十分達成された」との事後評価を受けている。
- ・ 平成18年度に文部科学省「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム」に採択された「高度IT人材育成のための実践的ソフトウェア開発専修プログラム」においては、講義と演習を組み合わせた実践力を養うための教育を行っている。
- ・ 平成18年度に文部科学省「「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に採択された「メカノインフォマティクス・カデット教育」では、実践的な問題を設定、解決する能力をもつ「創造的ものづくりエリート」の育成に努め、支援期間終了後も継続している。
- ・ 平成19年度に文部科学省「大学院教育改革支援プログラム（大学院GP）」に採択された「実践的テクノロジスト育成プログラム」では、危機、限界に挑戦し、あえて失敗を経験することにより、研究開発の現場で真の創造性を発揮しうる人材の育成を目的としている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各専攻において研究科の教育目的に沿った学習、教育目標を定め、教育課程を編成し、シラバスを作成している。シラバスの内容に関しては、平成19年度に記入要領の検証と見直しを行い、学部と同じ記載項目に改めた。これらは、授業や成績評価に関する必要情報を網羅しており、学生が授業科目を選択、履修する上での参考となっている。

シラバスは、各専攻で掲載内容の確認を行った上で公開しており、当該大学のウェブサイトで学外からも閲覧できるようにしている。また、履修ガイダンスや学修要覧でシラバスの活用について説明している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

当該大学の大学院においては大学院設置基準第 14 条の適用が認められている。夜間での受講や研究指導を希望する学生は担当教員と相談の上で個別に授業や研究指導の時間を設定している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

学則第 100 条において「本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に関する指導（以下「研究指導」という）によって行うものとする。」と定められており、履修規程において研究指導のために指導教員を置くこととしている。研究指導に当たっては、教員は学生と相談の上で年間の指導計画や内容を記載した「研究指導計画書」を作成し、それに基づいて指導している。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

両研究科の履修規程において複数の指導教員を置くことを定めており、学生ごとに 1 人の主任指導教員と 1 人以上の副指導教員が配置されている。なお、研究の進行により研究内容が変化した場合には指導教員を変更してより適切な指導が受けられるように配慮している。

研究テーマについては、学部や博士前期課程での卒業論文、修士論文の内容を深化させたものが多いが、指導教員が学生の興味や経歴を考慮して作成した「研究指導計画書」に基づいて指導を行っている。「研究指導計画書」は専攻事務室にも写しを置いて指導教員以外の教員の閲覧が可能となっており、組織的に学生の指導ができる体制としている。また、多様な教育プログラムを実施しており、プログラムの実験や演習を担当する教員からもレポートや実験手法などに関するアドバイスを受けることができる。

学位論文に対する指導は、主として指導教員により行われるが、各専攻で中間発表会を実施して他の教員からもアドバイスを受けられるように配慮している。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価については、学則第 114 条に基づき、「優」、「良」、「可」、「不可」の評語をもって表し、「可」以上をもって合格としている。ただし、特別論講、特別演習、特別実験の成績は、「合格」、「不合格」をもって表す。この成績評価は学修要覧に掲載している。各科目の成績評価方法及び評価基準（最低達成基準を

含む) はシラバスで周知している。

修了認定基準については、学則第 110 条、第 111 条に基づき、電気通信学研究科履修規程第 4 条及び情報システム学研究科履修規程第 3 条で、博士前期課程、博士後期課程の修了要件を定めている。学位論文審査は修了審査基準に基づいて行われ、専攻会議及び両研究科の研究科委員会、教授会において修了認定を行っている。

これらの成績評価基準及び修了要件、審査基準は学修要覧に掲載するとともに、新入生オリエンテーションで周知している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

両研究科は論文審査項目を策定し、これを学修要覧に掲載、周知している。学位論文は論文審査項目に従って評価を行い、学則に規定する研究科ごとの人材養成目的に掲げる能力を有しているかを判定している。学位論文審査体制は、電気通信大学学位規程及び両研究科の学位審査要項に基づき整備されている。

博士前期課程の論文審査は、電気通信学研究科では 2 人以上、情報システム学研究科では 3 人以上の論文審査委員を両研究科委員会、教授会で選出し、論文発表会での審査及び最終試験を行い、専攻会議で審議の上、両研究科委員会、教授会において学位授与の決定が行われている。

博士後期課程においては、研究科委員会、教授会において 5 人以上の論文審査委員を選出し、学位論文発表会を開催する。両研究科で定められている学位論文審査及び最終試験の判定に関する申合せ事項に基づき、学位論文の審査、関連論文（学位申請論文に直接関係する申請者著作の公表論文）の精査及び論文を中心とした関連のある科目と外国語の試験を行い、審査を実施している。これらの結果を論文審査会、専攻会議の議を経て、両研究科委員会、教授会において、学位授与の決定を行っている。

以上の学位論文審査及び審査体制は、学修要覧（両研究科学位審査要項）や大学ウェブサイト上（各研究科で定められている学位論文審査及び最終試験の判定に関する申合せ）で周知されている。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

各授業科目の成績評価方法及び評価基準（最低達成基準）はシラバスに掲載され、周知されている。

学生は、大学ウェブサイト上の「学務情報システム」で各自の成績評価を確認でき、オフィスアワーの際に成績に関する問合せも可能である。また、成績に対する異議申立て制度を設け、学修要覧に掲載し、入学時のオリエンテーションでも周知している。

学位論文の評価については、論文審査項目を学修要覧に掲載し、電気通信大学学位規程及び両研究科の学位審査要項に基づき論文及び学位の審査体制を整えている。学位授与に関する審査は論文発表会、専攻会議、研究科委員会（研究科教授会）の議を経て行っている。また、平成 20 年度には学位審査に関する異議申立て制度を設けており、学修要覧に掲載している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成15年度に文部科学省特色GPに採択された「「楽力（がくりょく）」によって拓く創造的ものづくり教育」によって、知能機械工学科におけるものづくりに主眼を置いた実践的な講義・実習を行い、メカトロニクス機器の製作・実験を行う「メカトロニクス応用」、電子工学科の回路製作の実践力がつく「電子工学工房」が授業科目として開講されている。
- 平成16年度に文部科学省現代GPに採択された「専門重視の相互作用型e-ラーニング実践」により、専門科目を中心にe-learningによる教育実践に取り組み、支援期間終了後もeラーニング推進センターが中心となって全学的な実践を継続している。
- 平成17年度に文部科学省「「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に採択された「問題設定型光科学教育プロジェクト」では、大学院学生が光科学に関する実験を企画、立案し、テキストを作成して学部学生を教えることで「他者を教育しながら自らが学ぶ」教育プログラムを実施して、「目的は十分達成された」との事後評価を受けている。平成18年度に文部科学省「「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に採択された「メカノインフォマティクス・カデット教育」では、実践的な問題を設定、解決する能力をもつ「創造的ものづくりエリート」の育成に努め、支援期間終了後も継続している。
- 平成18年度に文部科学省「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム」に採択された「高度IT人材育成のための実践的ソフトウェア開発専修プログラム」においては、講義と演習を組み合わせ実践力を養うための教育を行っている。
- 平成19年度に文部科学省大学院GPに採択された「実践的テクノロジスト育成プログラム」では、危機、限界に挑戦し、あえて失敗を経験することにより、研究開発の現場で真の創造性を発揮しうる人材の育成を目的としている。
- 平成15年度に21世紀COEプログラムに採択された「コヒーレント光科学の展開」では、電気通信学研究科に専攻横断型の「コヒーレント光科学コース」を置き、事後評価において、「設定された目的は十分達成された」との評価を受けている。
- 平成21年度には、「チーム教育で育てる学力と教育力」が、文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択されている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

大学教育センター教育改善部は学部教育委員会、大学院電気通信学研究科教育委員会、大学院情報システム学研究科教務委員会と連携し当該大学が養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき学力、資質・能力を、当該大学の教育の成果や効果を検証し評価を行っている。具体的な検証は、学生による授業評価、学生の成績分布調査、英語力、日本語能力調査及び、卒業（修了）生へのアンケート調査、企業へのアンケート調査等により行っている。また、学業の進捗状況等を把握し、問題があれば組織的な視点から指導及び助言を行っている。

これらのことから、学生が身に付けるべき学力、資質・能力を養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

<学士課程>

学生の学習成果の評価と学位の質の保証の観点から、2年次から3年次進学関門である2年次終了時審査、卒業研究に着手できるかの審査である卒業研究着手審査を実施している。2年次終了時審査の合格率は約75%、卒業研究着手可能な学生の割合もまた約75%であり、これらの数値は、70%代に留まっているが、十分な学習成果をもって卒業させるために厳正な審査を行っている結果である。この審査システムについて、平成18年度の在学学生を対象に、「学部教育に関する調査」を行ったが、約8割の学生が各審査の条件について「適当」と回答している。

平成20年度の卒業状況については、最高学年の全学生数（留年生を含む4年次生）に占める標準修業年限での卒業率は、58.1%と低めの数値となっているが、これは上記のとおり中間段階での審査を厳正に行っているためであり、2つの中間段階の審査に順当に合格した者の卒業率は90%となっている。また、学会賞等の受賞実績（平成20年度は5件）から判断しても、教育の効果と成果は上がっている。

<大学院課程>

平成16～20年度における電気通信学研究科の標準修業年限内修了率は、博士前期課程86.2～88.5%、博士後期課程14.5～34.6%である。また、学会等への参加を積極的に奨励しており、学会賞受賞などの成果につながっている。なお、情報処理推進機構が行っている「未踏ソフトウェア創造事業」への応募を奨励しており、平成19年度には、当該研究科博士前期課程の学生2人が、「天才プログラマー／スーパーク

リエータ」として認定されている。

情報システム学研究科の標準修業年限内修了率は、博士前期課程で74.0～85.5%、博士後期課程で7.7～25.9%である。また、大学院学生に対し学会等への参加を積極的に奨励した結果、学会賞等の受賞などの成果につながっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

<学士課程>

平成18年度に在学学生を対象に「学部教育に関する調査」を実施した結果によれば、授業から多くの学生が「論理的思考力」を得たと答えている。一方で、「国際感覚・地球的視野」、「コミュニケーション能力」は授業だけでは十分ではないと考えているが、「コミュニケーション能力」の養成については、卒業研究が役に立った、と評価している学生が多い。インターンシップについては「実社会を体験するいい機会だった」と肯定的な評価が多い。また、「電気通信大学に入って良かったと思うか」との設問に対しては、ほとんどの学生が肯定的評価をしている。

「コミュニケーション能力」等の涵養については、平成16年度のカリキュラム改訂時に重要課題として、「キャリアデザインA・B・C」、「文章表現法」、コミュニケーション演習科目の「Scientific English: Reading and Presentation」などの教科目の新設やインターンシップの充実、「国際科目」（短期留学プログラム学生向け英語による授業科目）の一般学生への開放などの取組を実施してきたが、今後更に充実させていくこととしている。

<大学院課程>

平成18年度に在学学生を対象に実施した「大学院教育に関する調査」では、「カリキュラムや授業内容に関する全体的満足度」、「現在の研究室における研究活動の満足度」に対しては、大多数の学生が肯定的評価をしている。特に、「大学院の授業や研究室での教育による各種能力育成への満足度が最も高かったもの」は、「論理的思考力」であり、以下「技術者としての倫理観」、「自主的、継続的に学習できる力」と続いている。「国際感覚・地球的視野」については半数近くが「やや不満」または「不満」と答えており、この傾向は、学部における学生の満足度とほぼ同じ傾向である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成20年度における学部卒業生の就職希望者に対する就職率は、昼間コース・夜間主コースを合わせて96.2%であり、学部卒業生の大学院進学率は、56.7%である。また、大学院博士前期課程修了生の就職希望者に対する就職率は、電気通信学研究科が99.2%、情報システム学研究科は100%である。

就職先の主な業種としては、通信・情報サービス、電気・情報通信機器、電子部品・デバイス・電子回路等の多方面にわたっており、高度コミュニケーション社会の発展に寄与する人材を育成する大学の教育目標に合致している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

<学士課程>

平成18年度に実施した「卒業生アンケート調査」を見ると、「コミュニケーション能力」、「プレゼンテーション能力」等についての評価が相対的に低くなっているものの、「理工系の基礎を身につけたことが就職後の業務で役に立っている」と答えた者が多い(約61%)。

<大学院課程>

平成18年度に実施した「卒業生アンケート調査」を見ると、「修士論文研究やゼミで研究・学習した経験や方法が現在の業務の遂行に役立っている」と答えた者が69%と最も多い。また、同年に実施した「企業アンケート調査」を見ると「本学卒業者の意識や身につけている能力」に関する質問において、「基礎科学及び工学に関する専門知識」について非常に高い評価であるとともに、「コミュニケーション能力」、「国際感覚」などについても、「やや劣る」や「劣る」の評価は非常に少なく、一定の高い評価を得ている。全体として、70%を超える企業が卒業生は「十分期待に込めている」と評価しており、80%を超える企業が、「今後も本学卒業生を採用したい」と考えている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学部・大学院博士前期課程の学生の就職状況は、高い成果を上げており、通信・情報サービス、電気・情報通信機器、電子部品・デバイス・電子回路等の多方面に技術者・研究者を数多く輩出している。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-1① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

授業科目選択等の指導は、学部、大学院とも新生には新生ガイダンス、学部特別編入学生には編入生ガイダンスを実施している。ガイダンスでは、学修要覧、『学生生活の手引き (CAMPUS LIFE)』等を配付し、カリキュラム、進級審査要件、履修方法、コースツリー、シラバス等、学修に関する説明を行っている。さらに、各学科・専攻の教員によるガイダンスを行うことによって、学科、専攻の目指す人材養成の目的にかなった講義、実習科目等について選択を指導している。

新生オリエンテーションでは、新生が学生生活を順調に開始できるよう、学生生活関係ガイダンスに加え、学習支援に欠かせない図書館利用案内、教務関係ガイダンス、学内共同教育研究施設紹介等を行っており、速やかに大学生活に入れるように支援している。

特に、1年次には4月に新生合宿研修を実施し、大学生活への適応を促進するために教員との対話の場を設け学生同士の交流を図り、大学の方針・目的を理解し、大学生活の充実を図る場としている。3年生には、専門課程への移行に当たる時でもあり、12月に研修を実施し、卒業研究及び進学・就職等について、各学科・専攻の専門教員が密接な指導を行っている。

これらのことから、ガイダンス等が適切に実施されていると判断する。

7-1-1② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

当該大学では学生支援センターに「学生何でも相談室」を設け、相談室長(教授・兼務)1人、カウンセラー(臨床心理士)4人、事務職員2人を配置し、常時相談に対応しており、平成20年度は延べ713件の相談を受けている。そのうち225件(約3割)が修学上の相談であり、助言教員と協力しながら対応している。さらに、学生相談の充実を図るため、各学科には助言教員を配置するとともに、各教員はオフィスアワーを設け、開設時間等をシラバスに掲載し、学習に関する助言・支援を行っている。このような取組を支援するため、「学生相談に関する対応指針」を作成し、教職員に配付しているほか、大学ウェブサイトや『学生生活の手引き (CAMPUS LIFE)』にオフィスアワーの案内を掲載するとともに、新生オリエンテーション等を通じて、学生にオフィスアワーの積極的な活用を呼びかけている。

大学院においては、各学生に複数の指導教員を配置し、複数の教員との相談を行いやすい環境となっている。また、「年間履修計画書」、「研究指導計画書」を学年の始めに作成する際に、学生の希望やニーズを基に相談する体制をとっている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が

適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

外国人留学生に対する学習支援としてチューター制度を設けている。チューターは入学後2年以内の学部留学生、同じく1年以内の大学院留学生、研究生を対象に、日本語能力を補充し学習・研究上の支援を行うとともに学生生活や日常生活上の助言等を行っている。また、国際交流推進センターでは、生活指導の教員を1人配置し、生活全般にわたる相談に加え、専門・基礎科目の個別指導を行っている。

障害のある学生については、バリアフリー化を推進するとともに、必要に応じて、車いすの介助、ノートテーカーなどの措置を講じることとしている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援は必要に応じて行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主的学習を支援するため、附属図書館には自習室、情報用自習室、個人ブースコーナーに144席を、言語自習室にはCAI教材を備えた自習室に50席を配置しTOEFL、TOEICの試験対策として自学自習が可能となっている。情報基盤センターには180台の自習可能な端末を用意した演習室を設けており多様な自習室を整備している。自学システムとして、e-learningによる自律的学習環境も準備しており、研究室からの利用による自学も可能となる環境を提供している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

大学公認サークルとしては、体育系27団体、文化系21団体、同好会28サークルがある。毎年秋には、公認団体の次期代表学生を対象として、学生のサークル活動や自主的活動の活性化を目的とするリーダーシップセミナーを実施している。また、各サークルに置かれている顧問教員と学生支援センター運営委員会委員、代表学生との三者の情報交流の場として団体責任者連絡会を開催している。団体責任者連絡会では、各団体が学内外で行う行事、団体の運営、学友会との連絡に関する事、その他の課外活動に関する事について意見交換を行っている。

学内施設としては、課外活動共用施設、体育館、多目的グラウンド、テニスコート、弓道場等があり、学外には、神奈川県藤沢市及び長野県菅平高原に福利厚生施設を持ち、合宿等の利用に供されている。

学生課に課外活動の支援を担当する職員を置き、課外活動施設の維持管理やサークルとの連絡調整及び指導助言を行い、サークル活動を支援している。

このほかに学生の自主的な団体として学友会があり、大学祭である調布祭が毎年開催されている。

これらの活動や備品・器具等の購入・更新のため、学生の保護者で構成する学園活動後援会からも経費を助成している（平成20年度 406万円）。

また、学生のインセンティブを高めることを目的に学生表彰を行っており、課外活動で顕著な成績を取

めた団体や学生に対して学長が表彰を行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

当該大学では学生何でも相談室、保健管理センター、就職支援室を設け学生の健康、生活、進路、各種ハラスメント等、学生からの多様な相談に対応するための組織整備を行っている。学生何でも相談室と保健管理センターは学生のプライバシーに配慮し、互いに連携しあうとともに、必要に応じて各学科の助言教員の協力を得て学生から提起された問題に取り組んでいる。

進路相談は、3年次生に対して研修を行うことにより、卒業研究のための準備や進路に関するガイダンスを行っている。また、就職支援室には、キャリアカウンセラーを配置し、就職活動に関する情報提供やアドバイスを行っている。

ハラスメントに関しては、ハラスメント防止・対策委員会で対応しており、「国立大学法人電気通信大学ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、学内から16人のハラスメント相談員を選任し、学内に周知している。なお、相談員に対しては、「電気通信大学ハラスメント相談員マニュアル」を配付し、定期的に研修会を開催している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

外国人留学生に対する生活支援としては、チューターによる日常生活面での助言と経済的な支援（入学料・授業料免除、奨学金申請業務）を行っている。国際交流推進センターでは、留学生相談全般を担当し、必要に応じて保健管理センターや学生何でも相談室と連携し、留学生のメンタル面の相談に対応している。

また、留学生の宿舎については、当該大学の国際交流会館、一橋大学国際学生宿舎、お茶の水女子大学国際学生宿舎、近隣の留学生宿舎等への募集や紹介を行っている。民間アパートへの入居に際し要求される保証人については、留学生住宅総合補償に加入し、国際交流推進センター長を保証人とする機関保証を行っている。

日本人学生や地域住民との交流の場として、外国人留学生懇談会、異文化理解セミナー、ホームビジット等を企画し、外国人留学生が日本の生活にできるだけ早くなじめるよう支援している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等は適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じ生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

平成20年度における独立行政法人日本学生支援機構の奨学金受給者は、対象在学生数に対して第1種・第2種・併用合わせて約3割の貸与率となっている。また、平成20年度における地方公共団体等の奨学金の貸与・給付者は、学部、大学院を合わせ31人である。

入学料・授業料免除については、「電気通信大学入学料、授業料、寄宿料免除及び徴収猶予規程」により選考を行っている。平成20年度の入学料免除者は22人（全額免除）、授業料免除者は延べ649人（全額

電気通信大学

免除延べ550人・半額免除延べ99人)である。奨学金、入学料、授業料免除の募集に関する情報は、学生掲示板及び大学ウェブサイトを通じて学生に周知している。

また、短期留学プログラム生として受け入れる学生への当該大学独自の経済的支援として研究能力、研究歴等を審査し、奨学寄附金共通経費を財源として年間8人に対して、渡日一時金15万円と月額8万円を支給している。

これらのことから、学生の経済面の援助は適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は 149,977 m²、校舎等の施設面積は、134,105 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

当該大学では平成 18 年度に施設の利用状況、狭隘状況、老朽化等に関する点検・評価のための実態調査を行いこの結果を『施設利用実態調査・評価報告書』として学内に公表している。この結果を基に学内の施設の利活用を図るため施設活用等検討委員会を設置し、空室等の有効活用について検討を行い、共同研究スペースの拡充を実現している。また、講義室の稼働率を高めるため、A棟講義室の全面改修を行い、プロジェクターを配備し講義をしやすくするとともに、エレベーター、障害者用トイレ、自動ドア、手すり等の設置を行い、バリアフリー化を進めている。これにより A棟稼働率は改修前の 61.4%から 66.6%に向上している。さらに、大学構内の施設や設備全般について自主点検（安全パトロール）を行うことにより、段差の解消など順次バリアフリー化を推進している。

このほかに、施設整備計画を検証し、中期目標等を達成するための当面の整備計画と次期中期目標につなげる計画として、「キャンパスマスタープラン」を策定し、「中期目標の達成に必要な事項」、「新ビジョンの反映（次期中期目標へのつながり）」、「当面の施設整備計画」などの整理を行っている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT環境が整備され、有効に活用されているか。

情報基盤センターにおいては、計算機システムの更新、全学バックボーンネットワークの更新・冗長化、各建屋入口・フロアのネットワークスイッチの更新等、ネットワーク環境整備を継続的に行っている。更新等の実施に当たっては当該大学が掲げる大学の目的を「情報、通信及び関連する諸領域の科学技術に関する教育研究を行い、人類の未来を担う人材の育成と学術の研究を通じて文化の発展に貢献すること」としていることから、技術・市場情勢及び学内外のニーズを調査し、最適な計画を立てた上で実施されている。現状では、学内バックボーン 12Gbps、建屋の各フロアへは 1 Gbps で接続されている。情報技術を効果的に利用する e キャンパス構想に基づき構築を行った学内公衆無線 LANアクセスネットワークのエリアは 27 箇所を展開しており、講義及び自習でネットワークを自由に利用することが可能となるよう配置されている。特に図書館は全域での利用が可能である。

国立情報学研究所が構築、運営している我が国基幹科学技術情報ネットワークバックボーン（S I

NET)とは1 Gbps で接続されており、不正侵入検出装置とファイアウォールにより情報セキュリティを確かなものとしている。学内へはアンチウイルスソフトを配付するとともに、アンチウイルス付メールゲートウェイの運用を行い積極的に情報セキュリティの維持を行っている。

学内利用者が守るべき規則として、平成 15 年に策定した情報ネットワーク利用方針「本学ネットワークの利用に関するポリシー」と情報セキュリティ維持方針「本学ネットワークの情報セキュリティ維持に関するポリシー」を周知し、情報ネットワークを介した加害者とならない意識も高めている。

情報基盤センターでは、2つの演習教室と1つの自習室に情報処理教育用のMacを計232台設置し、講義とともに学生が自学自習できる。また、情報処理教育にはMacの他にUNIXサーバも用いられている。UNIXサーバは1台の高速サーバを研究用と教育用、教育支援用、ネットワーク運用用に論理的に分割し、負荷に応じて動的に資源を配分しながら動作させているため、負荷が大きくなったサーバがあった場合でも、別のサーバから自動的に資源を増強することで、サーバのサービスが停止することがないように備えている。また、ICT環境の利用に対する学生からの要望を直接把握することに努めるとともに、要望に応えるべく平成22年のシステム更新時に反映できるよう環境改善を進めている。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該大学の施設・設備の整備、維持保全、管理運営を一体化し、戦略的かつ経営的視点に立って教育研究環境の質的向上を推進することを目的として「国立大学法人電気通信大学における施設マネジメントの基本方針」を策定している。また、第一期中期目標の達成の見通しをたてながら、次期中期目標につながる施設整備計画のための「キャンパスマスタープラン」を策定し、これをメールニュース「UECコミュニケーション」で学内に周知している。

さらに、毎年度の『環境報告書』の作成及び大学ウェブサイトによる公開、省エネキャンペーンの実施等を通じて、教職員及び学生に施設と資源を大切に利用する意識の啓発を行っている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、余裕のある閲覧スペース（座席数514席）に加え、情報端末スペース、視聴覚スペース、自習室及びグループ学習室で構成されており、利用者のニーズに応じたスペースが設けられている。設備については、情報検索端末が18台、教育用計算機端末が52台、情報用コンセント141箇所のほか無線LANアクセスポイントが図書館全域をカバーしており、利用者の便宜を図っている。ゆとりと機能性の高い環境を確立していることは注目に値する。

開館時間は、平日は9時から20時30分までの通常開館のほか、土曜日は10時から17時まで開館を行っている。また、時間外特別開館（無人）として、月曜日から土曜日は23時まで、日曜日については、12時から17時まで利用可能としており、学外者にも開放（時間外特別開館を除く。）している。平成20年度の利用状況を見ると、開館日250日に198,151人が入館し、入館者の13%に当たる25,412人が46,961冊の図書等を貸出利用している。

蔵書数は、42.3万冊であり、自然科学、工学関係が63%を占め、洋書は全体の38%となっている。当

該大学は理工系大学として、自然科学・工学関係の専門分野に重点をおいた図書資料の収集とともに、一般的な学生用図書のほか、教員推薦による指定図書、辞書やハンドブックなどの参考図書、外国語学習用図書、留学生用図書、資格取得関連図書及びDVD等のAV資料など、人文・社会科学系を含む専門書以外の資料も重視しつつ整備に努めている。

整備に当たっては、授業に用いる図書のほか、各学科・専攻、教員からの推薦のほか学生からのリクエストを受け付けて選定を行っている。

急速な情報化の進展に伴い、オンライン資料の提供が不可欠であり、当該大学では、「Web of Science」、「INSPEC on Web of Knowledge」を中心としたオンラインデータベース及びオンラインジャーナルを導入・提供している。これらの活用の促進を図るため、契約している主要オンライン資料のすべてについて定期的に講習会（年4回）を開催している。

学内で提供できない資料については、他大学・研究機関等との相互貸与、相互複写、所蔵紹介、閲覧依頼等で補完しているほか、学生等からの購入希望図書のリクエストを受け付け、可能な限り応じている。

当該大学ではUECコミュニケーションミュージアム（旧歴史資料館）を設置し、貴重無線通信機器・音響機器・真空管等を所蔵、公開している。附属図書館は学位論文、紀要のほか、上記ミュージアムの所蔵資料（所蔵目録及び映像情報等）、貴重コレクション（江戸期和算書コレクション）などの電子化を図り、順次大学ウェブサイトでの公開に努めるとともに、オンラインによる利用を推進している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 図書館は、余裕のある閲覧スペースのほか、グループ学習室、AV視聴室、個人ブース、情報用自習室など利用者のニーズに応じた機能性が高くゆとりある環境を整備している。
- UECコミュニケーションミュージアム（旧歴史資料館）を設置し、所蔵資料（貴重無線通信機器・音響機器・真空管等の所蔵目録及び映像情報等）、貴重コレクション（江戸期和算書コレクション）などの電子化を図り、順次大学ウェブサイトでの公開に努めるとともに、オンラインによる利用を推進している。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教務課において、学生の成績・学籍等の基礎データを管理・蓄積している。大学教育センターの教育改善部では、FD活動、学生授業評価、成績評価法、教育業績評価方法等について検討を行っており、基礎データとして教育活動の実態を示すデータや資料を収集し、『電気通信大学大学教育センター年度報告書』、『2008 基礎学力・基礎体力等調査報告書』を作成している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

平成18年度に在学生を対象とした「学部教育・大学院教育に関する調査」を実施し、授業を通じての能力育成に関する学生の満足度、大学院での授業や研究室での教育による各種能力育成への満足度等の調査を行っている。

在学生に対して行った「学部教育に関する調査」は『在学生アンケート「学部教育に関する調査」』として公表されている。学部学生からの意見として、「国際感覚・地球的視野」「コミュニケーション能力」を育むには、学部の授業を通してだけでは必ずしも十分とは言えないとの回答があった。このことについては、平成16年度にカリキュラム改訂を実施するに当たり、重要な課題として認識し、全学科に共通する学習・教育目標として掲げ、コミュニケーション演習科目の「Scientific English: Reading and Presentation」などの教科目の新設を行うとともに、短期留学プログラム学生向け英語による授業科目「国際科目」の一般学生への開放などを実施してきたが、今後更に充実させていく予定である。

「大学院教育に関する調査」報告書から明らかとなった「よりきめ細やかで組織的な研究指導の充実」という課題に対処するため、「研究指導計画書」に基づく研究指導の実施、「学位論文審査基準の明確化」及び「学位論文評価シートによる厳正な論文審査」を行っている。

また、毎年度、学生による授業評価を実施し、その結果を各教員にフィードバックすることにより、授業の進め方等を自主的に改善した事例が生まれてきている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

平成 18 年度に、卒業（修了）生、企業等に対して教育の成果や大学の満足度などについてアンケート調査を実施している。

卒業生に対するアンケートから、「人とのコミュニケーション力」、「指導力も含めた社会人としての能力の育成」などが当該大学の教育に対して求められるとともに、専門教育のカリキュラムに対しては、「科学と技術の違いをきっちりと教えてくれるキャリア教育」「仕事と勉強の結びつきがわかる講義」「基礎科目を勉強するモチベーション教育」などが卒業生から学部教育に対する要望として提案されていることを受けて学部教育において全学科で、コミュニケーション力の養成、将来の職業についての意識醸成、社会人力アップのための「キャリアデザイン A・B・C」、「技術者倫理」などを開講するとともに、キャリア教育の一環として、インターンシップ制度の継続的充実や、海外・長期インターンシップの実施、演習、実験、基礎セミナー等を通じた、少人数制による双方向、相互啓発性のある教育等を実施している。

企業に対するアンケートからは、当該大学卒業生の能力について基礎学力、専門知識等は十分に備えているが、その一方で、幅広い教養を身に付けているとは必ずしも言えないという指摘がなされている。また、国際感覚、国際的なコミュニケーション能力の養成に対する要望も強い。この実現のために、コミュニケーション演習科目や「国際科目」として学部カリキュラムに正式認定された英語で行われる短期留学プログラム科目などを開講し、国際性、コミュニケーション能力、表現力の涵養を図るためにカリキュラムの改善を行っている。

また、上記のアンケート調査の結果を踏まえ、教育の成果に関する自己点検・評価を実施するとともに、平成 18 年に外部評価委員会による外部評価を受けており、ここでの提言や経営協議会の学外委員からの意見を受け、社会の情勢の変化に対応しうる柔軟な教育研究組織の整備に向けて、具体的に検討し、平成 22 年度から電気通信学部及び電気通信学研究科を改組することとしている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

当該大学の学生による各授業評価の結果は授業担当教員へフィードバックされており、学生授業評価に基づき教員が自主的に授業の方法を改善した事例が生まれており、教員の自己改善へとつながっている。更なる教育の充実につなげることを目的として、特筆すべき教育活動を行った教員には、インセンティブとして優秀教員賞を授与している。この選考に当たっては、教員の自己点検・評価や学生による授業評価の結果等を活用している。

厳正かつ適正な成績評価を実施するために各学科、共通教育部門各部会等に成績分布状況を継続的にフィードバックすることにより、個々の教員の自己改善を促している。また、分析方法、改善勧告等について、教育改善部を中心に議論を進めている。

その他、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を図るために、大学教育センターの各部会等ごとの研究会をFD合宿研修を含め実施しており、新任教員研修は部会にこだわることなく実施している。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

当該大学の大学教育センターでは「ファカルティ・ディベロップメント推進規程」を定め、FDの具体的取組内容、FD推進組織、FD活用についてきめ細かな取り決めを行っている。この規程に基づき、シラバスの定期点検、学生の授業評価、成績分布調査、新任教員研修、各部会、専門分野ごとの研究会、FD合宿研修等により、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための不断の努力を図っている。また、大学教育センターでは年報を作成し、FD活動全体を鳥瞰し、次年度の活動につなげる努力をしている。

平成19年度には、実践的なテーマで参加意識を高めることを目指したFD合宿研修を実施、教員30数人、事務職員4人が参加している。この研修は、当該大学の在り方や将来像、当該大学学生の状況認識などを通して、学部教育の現状と課題について認識を深めることを目的とし、2日間の日程で、グループディスカッションを中心として、既存のカリキュラムにとらわれない発想から授業を構想し、シラバスの作成を試み、今後の授業設計や成績評価に活かす「学部1、2年次の教育をデザインしよう」という内容で開催されている。平成18年度から平成20年度に掛けてFD研修が精力的に行われており、そこでは授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための研究会も実施されている。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教務課、学生課等の事務職員や附属図書館職員、技術職員の専門性、業務遂行能力の向上のため、キャリアを高める工夫と、職務に対する自覚が持てるよう、積極的に研修会を開催実施するとともに、研修会への派遣を行っている。

また、平成20年度に大学教育センターの教育企画部が中心となって全学のTA及びTAを雇用する立場の教員を対象としたTA研修会「学部教育の充実を目指して」を開催している。これは、TA制度の目的、仕事、資格、性格、心得等について、教育補助者としてTAの意識の再確認を促すものとなっている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 卒業生・修了生や卒業生（修了生）受入企業の意見を組織的に収集し、さらに外部評価委員のアドバイス等を生かして、大学改革を進めている。

基準 10 財務

10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
--

10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
--

10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
--

平成 20 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 40,199,584 千円、流動資産 3,977,212 千円であり、資産合計 44,176,796 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 2,891,280 千円、流動負債 3,540,249 千円であり、負債合計 6,431,530 千円である。これらの負債は、そのほとんどが国立大学法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。
--

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 16 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等については、平成 16～21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 9,717,515 千円、経常収益

10,056,455千円、経常利益338,939千円、当期総利益392,386千円であり、貸借対照表における利益剰余金1,371,464千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、財務戦略に基づく予算編成方針に沿って編成され、予算編成に当たっては、拡大役員会、教育研究評議会における検討を経て、経営協議会での審議後、役員会で議決している。教育経費及び研究経費の配分に当たっては、学長裁量経費を含む大学戦略経費を創設し、戦略的事業、教員研究費等について重点的な資源配分を行っている。また、研究・教育活性化支援システムを整備し、優れた教育研究プロジェクトへ重点的な支援をしている。

施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープランを策定、設備整備については設備マスタープランを策定し計画的な整備を進めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、財務諸表等を当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査及び会計監査人の監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき、監査計画を策定して実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、内部監査室規程に基づき、学長の下に設置された独立性を有する内部監査室が年度ごとに作成する内部監査計画に基づく監査を実施している。

また、監事会を設置し、監事と内部監査室の連携を図り、会計監査人監査に関する情報を把握し、監事監査を実施するとともに、監査担当の三者と役員（学長、理事）で構成する四者協議会を開催し、監査に関するディスカッションを行うことで連携強化を図っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

当該大学では中期計画に運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策として「役員会、経営協議会、教育研究評議会、各部局の教授会、学科長会議、専攻主任会議等の役割と責任を明確にし、相互に意思疎通と連携が図れる体制を整備する。部局、学科、専攻、事務局各課等は、相互に連携・協力し、合理的・効果的な業務の遂行を図る。」を掲げ、これを達成するため、国立大学法人法に基づく会議として役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議を、学内措置で設置する会議として拡大役員会、部局長等連絡会議を置いている。また、事務組織等として、事務局 107 人、附属図書館 8 人、技術部 34 人、計 149 人の職員を配置し、大学教育センター、教育（教務）委員会等の教学関係組織との連携体制をとり、業務運営を行っている。当該大学では平成 22 年度より学部の改革を行うこととしており、大学教育センターが大学改革に占める役割は極めて大きく、教員と事務職員との連携は、学部あるいは研究科の教育委員会、学部あるいは大学院の入試委員会などが大学教育センターと一体となって今回の改革を実施する上で重要な組織構成となっている。

また、危機管理等に係る体制として、「電気通信大学危機管理基本要項」、「電気通信大学における公的研究費の不正防止等のための対応マニュアル」、「電気通信大学コンプライアンス規程」、「電気通信大学遺伝子組換え実験安全管理規程」、「電気通信大学動物実験指針」、「電気通信大学ヒトを対象とする実験に関する倫理規程」等を整備し、予測できない外的環境の変化等への対応、構成員への法令遵守、研究者倫理等に関する体制を整えている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

- 11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

当該大学は中期計画として「運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策として、学長のリーダーシップの下で、効率的かつ責任ある大学運営を執行できるよう、経営、企画、研究、国際、教育、学生等の業務を担当する理事（副学長）等を置く。」を掲げている。この課題を実現するため、学長補佐体制の確立、役員会、経営協議会、教育研究評議会、各部局の教授会、学科長会議、等を含め全学委員会の役

割、部局の委員会の役割と全学委員会との役割を明確に認識するとともに、全学委員会の方針が全学で理解されるために、相互の意思疎通を確かなものとする工夫をこらし、大学の運営組織をスリム化することも課題としている。

平成20年4月の学長交代に伴い、専任理事（4人全員が学外者）に加えて、副学長3人（「教務・入試担当」「大学院教育担当」「学生支援担当」）を選任し、学長のリーダーシップによる運営体制の強化を図っており、新執行部における管理組織の役割及び責任について整理し、組織体制の高機能化を図っている。特に、学長、理事、副学長、監事、部局長をメンバーとする拡大役員会において、相互の意思疎通と連携を図りつつ、効果的・機動的な大学運営を行っている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

当該大学では平成18年度に、在学生、卒業（修了）生、企業等に対して教育の成果や当該大学に対する満足度などについてアンケート調査を実施しており、この結果を踏まえ、自己点検・評価を行った。この結果を6人からなる外部評価委員会に提示し評価を受けている。その結果、外部評価委員会からの真摯な評価と大学の将来の方向性について提言を受け、新しい学部構成を考える重要な切っ掛けとなった。卒業生、採用企業から大学に向けられた要望は、社会のニーズの変化等に柔軟な対応ができる人材を生み出すことができる教育内容と教育研究組織の開設という方向に反映させたと言える。

また、毎年度、学生による授業評価を実施し、その結果を各教員にフィードバックすることにより、学生授業評価に基づき自主的に改善した事例が出てくるようになり授業の自主的な改善につながっている。アンケート調査や学生授業評価の結果分析を踏まえ、教育課程及びFDの現状等について検証を行い、さらに、今後のFDの組織的展開を強化するために、「電気通信大学ファカルティ・ディベロップメント推進規程」を制定し、FDの具体的取組内容、FD推進組織、FDの活用等について定めている。

全教職員に対してメールニュース「UECコミュニケーション」を月に1～2回の頻度で発信するとともに、そこには、毎回学長のメッセージを載せるとともに、学長が主宰する全学的会議の議事要旨及び配付資料を公開している。メールニュースには、「コミュニケーションの広場（対話コーナー）」を設け、広く教職員の意見を把握する機会を設けており、これらの意見を大学の将来ビジョンに活かすとともに、教育研究組織の在り方の検討など、管理運営面に読者である職員、教員からの声を反映させている。

これらのことから、当該大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学は非常勤監事2人を置き、国立大学法人電気通信大学監事監査規程及び同監事監査実施細則に基づき、各年度の監事監査計画に従い業務及び会計について監査を実施している。

また、監査の適正かつ効率的な運営のため、国立大学法人電気通信大学監事会要項を定め、監事相互の連絡調整を行う監事会を設けている。監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等、管理運営に関する重要な会議において意見を述べる機会が与えられている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

学長、役員等の管理運営に関わる職員は、社団法人国立大学協会等が主催する各種研修会に出席している。

一般職員の研修については、職務に必要な知識、技能等の習得や能力の向上を目的に「事務系職員研修に関する要項（学長裁定）」を定めている。第2条の（目的）では、「職員の研修は、職員に現在就いている職または将来就くことが予想される職の職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を習得させ、その他その遂行に必要な職員の能力、資質等を向上させることにより、大学運営の専門職能集団の一員として育成する」こととしている。

職務研修、専門的研修など多様な研修を体系的に実施するため「事務職員研修の充実について」に基づいて、職務遂行能力向上を目指した研修を実施している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員を選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

当該大学の管理運営に関する方針については、中期目標において「学長のリーダーシップの下で、権限と責任の適切な分担を行い、役員、部局長、各センター等の長、学科長、専攻主任等の責任を明確にする」とともに、その相互連携体制を構築し、機動性と実効性のある大学運営を行う」ことを掲げている。

この方針の下に管理運営に関する諸規程が整備されており、この諸規程において管理運営に関わる役員等の選考、採用に関する規定や方針、責務と権限を定めている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員を選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

教育、研究、社会貢献、管理運営の4領域からなる「教員基本データベース」に各教員が四半期毎に（4、7、10、1月）個人の活動状況を入力し、これを教員自身が利用して自己点検・評価を実施するほか、学長、部局長等がそれぞれの立場から活用できる仕組みとなっている。併せて、「研究者情報総覧」として大学ウェブサイト公開し、学内外から教員の基本データが閲覧できるようになっている。

メールニュース「UECコミュニケーション」を全学に配信（月1～2回程度）し、この中で役員会、経営協議会、教育研究評議会等の審議内容及び会議資料（データベース化され職員はいつでもアクセス可能）を公開するとともに、「かじとく」を設け、学長からのメッセージを伝えている。また、対話コーナーを設けることにより職員とのコミュニケーションを図っている。

教職員の活動状況は大学評価・学位授与機構が運営する、「大学情報データベース」にも入力されており、評価の際の根拠データとして活用されている。

これらのことから、当該大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、

教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

当該大学ではデータに基づく大学全体の活動状況等を取りまとめ、大学概要として毎年1回発行している。さらに、「教員基本データベース」や「大学情報データベース」の入力データや大学の諸活動のデータに基づき、国立大学法人評価委員会に毎年度業務実績報告書を提出し、これに基づき毎年度評価を受けている。

当該大学として、「電気通信大学評価規程」を定め、評価の種類、評価を実施する組織、点検・評価対象事項、評価結果の公表・活用を規定し、これに基づき、自己点検・評価を実施してきている。また、平成18年度に学生、卒業（修了）生、企業等を対象としたアンケート調査を実施し、この結果を踏まえた自己点検・評価（組織評価）を実施し、外部評価委員会による評価を受けている。これらの自己評価書及び評価結果は大学ウェブサイトで学内外に公開されている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

当該大学では平成18年度に、「教育の成果」と「研究活動の状況」を中心として、自己点検・評価（組織評価）を実施し、外部評価委員会による評価を受けている。外部評価委員会は外部有識者6人で構成し、客観的な立場からの検証を実施している。

国立大学法人評価委員会が実施する評価に係る自己点検・評価を実施し、この自己評価書及び評価結果を大学ウェブサイトで学内外に公開している。

経営協議会の学外委員は、同協議会の設置の主旨を踏まえ、大学の特質に配慮しながら学外の有識者等の識見を大学経営に活かせるよう、大学関係者、学術研究者、企業関係者、地域及び同窓会関係者、法曹関係者など多様な分野から経験豊かな識者7人を登用している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

当該大学では評価規程を定め、学長、部局長等を評価組織として位置付け、評価結果に基づき必要に応じて学長、部局長等が改善勧告を行う仕組みとしている。

平成18年度に実施した外部評価委員会の提言を受けて、社会の情勢の変化に対応しうる柔軟な教育研究組織の整備に向けて具体的に検討し、平成22年度から電気通信学部及び電気通信学研究科を改組することとしている。

各年度の業務の達成状況を業務実績報告書として国立大学法人評価委員会に提出し、同委員会の評価を受けている。評価結果において課題として指摘された事項は、1) 災害、事件・事故、薬品管理等に対する全学的なマニュアルが策定されていない、2) 経営協議会で議論すべきものがなされていない点であり、これらは翌年度、改善事項として実行することによりPDCAサイクルを回すことができている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

当該大学では大学ウェブサイトの動線の整理を行うとともに大学ウェブサイト内検索エンジンを搭載するなど、利便性を向上させており、これによって、当該大学のウェブサイトから、わかりやすいキーワードをたどることによって、「中期目標」、「中期計画」、「年度計画」、「業務実績報告書」、「自己点検・評価報告書」、「外部評価報告書」、「国立大学法人評価委員会による評価結果報告書」等の公開画面にアクセスが可能となっている。

また、当該大学の教員の活動状況を広く紹介する研究者情報総覧には、大学ウェブサイトから、「大学案内」－「研究案内」と、短い動線によってアクセスが可能である。

そのほか、大学評価・学位授与機構が運営する大学の情報を一元的に紹介する「大学評価情報ポータルサイト」を利用し、「本学の目標・理念」、「評価関連情報」、「特色ある教育研究活動に関する情報」へのリンクを公開している。

さらに、毎年度、大学の活動状況等を示す基本的なデータを掲載した大学概要、受験生向けの案内としての大学案内、ホットでユニークな活動を広報する『UEC NEWS』を発行し、学内外に配布している。また、地元調布市の友好協力協定に基づき、当該大学と調布市のニュースを掲載する冊子『電通大どおり』を年に4回発行し、市民向けに配布している。学外との共同研究推進を目的に、研究者の研究内容等を紹介した冊子『OPAL RING 共同研究ははじめの一步』を発行している。大学案内、『UEC NEWS』、『電通大どおり』、『OPAL RING 共同研究ははじめの一步』は、電子ファイルとして大学ウェブサイトでも閲覧でき、印刷も可能である。

これらのことから、当該大学における教育研究活動状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 当該大学と調布市のニュースを掲載する冊子『電通大どおり』を年に4回発行し、市民向けに配布するなどして、地元との友好協力を進めている。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 電気通信大学

(2) 所在地 東京都調布市

(3) 学部等の構成

学 部：電気通信学部

研 究 科：電気通信学研究科、情報システム学
研究科

関連施設：附属図書館、菅平宇宙電波観測所、レーザー新世代研究センター、情報基盤センター、産学官連携センター、研究設備センター、社会連携センター、国際交流推進センター、eラーニング推進センター、先端ワイヤレスコミュニケーション研究センター

(4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部 4,293人、大学院 1,338人

専任教員数：319人

助手数：0人

2 特徴

本学は、1918年に創立された社団法人電信協会管理無線電信講習所をルーツとし、1949年5月に新制の国立大学の1つ「電気通信大学」として設置された。

当初、無線通信技術者の養成を主としてきたが、我が国の目覚ましい経済発展に伴う新たな技術者の需要に応えるべく、現在は、情報・通信分野に加えて、エレクトロニクス、光科学、材料科学、生命科学、ロボット・機械、生産システム、メディアなど、理工学の基礎から応用まで、広範な分野での教育・研究を行っている。

本学は、「電気通信学部」と積み上げ型大学院「電気通信学研究科（博士前期・後期課程）」、独立研究科である「情報システム学研究科（博士前期・後期課程）」の1学部2研究科と学内共同教育研究施設で構成されている。また、電気通信学部には昼間コースと夜間主コースが設置されている。

本学は、「情報、通信及び関連する諸領域の科学技術に関する教育研究を行い、人類の未来を担う人材の育成と学術の研究を通じて文化の発展に貢献すること」を大学の目的として学則に掲げている。また、この目的に沿った大学の基本的な目標として、『「高度コミュニケーション科学」（情報・通信を始めとする広義のコミュニケーションに係る諸領域）に関する分野で世界をリード

する教育・研究拠点を築き、社会の進歩発展に寄与すること』を中期目標の前文に掲げている。

21世紀の我が国が科学技術立国によって世界をリードするためには、総合的な実践力を持ち、基礎学力、倫理性、国際性を兼ね備えた高度技術者・研究者の養成が不可欠である。

この目的を達成するため、学部教育においては、「ものづくり」教育に力を入れており、「ものづくり」を楽しむ力（楽力 ～がくりょく～）を養い、創造性を高めるため、「ロボメカ工房」「電子工学工房」「ヒューマンメディア工房」といった、学生が能動的に体験できる工房教育を実施している。また、企業人講師による講義、ワークショップ、企業見学、プロジェクト演習を取り入れた「キャリア教育」や様々な技術分野において実際の技術と知識を体得し、具体的諸問題を解決する能力を養う「インターンシップ」も重視している。

大学院教育においても、「実践的教育」と「ものづくり教育」を重視しており、産業界との有機的連携により世界最高水準のITスペシャリスト育成を目指した「高度IT人材育成のための実践的ソフトウェア開発専修プログラム」や敢えて限界に挑戦させ失敗を経験させることにより、企業の研究開発の現場において真の創造性を発揮しうる専門技術者を育成することを目的とした「実践的テクノロジスト育成プログラム」等の多様なプログラムを実施している。

研究については、我が国の科学技術立国の一翼を担うため、コミュニケーションに関わる総合科学技術という広範囲の領域で、独創的な教育研究を積極的に推進している。

地域・産学官連携については、研究成果等の公開やベンチャー創出支援などを推進している。また、「調布青少年少女発明クラブ」「工作教室」「小・中・高等学校と連携したサイエンスパートナーシッププログラム」など、地域の理科教育向上への支援を実施している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学では、「人類の持続的発展に貢献する知と技の創造と実践」を目指し、具体的な施策を実施していく上で寄って立つべき長期的な視点として、以下の3つの理念を掲げている。

<理念>

1. 万人のための先端科学技術の教育研究

情報と通信を核とした諸領域の科学技術分野において、世界をリードする教育・研究拠点として教育力と研究力を発展させます。

2. 自ら情報発信する国際的研究者・技術者の育成

社会と技術への幅広い見識、国際性、倫理観を備えた、創造力と実践力のある研究者・技術者を育成します。

3. 時代を切り拓く科学技術に関する創造活動・社会との連携

広く内外と連携した知と技の創造活動を通じて、我が国と国際社会の発展に貢献します。

この理念に掲げる「人類の持続的発展」のためには、20世紀型の物質文明から脱却し、人と人、人と自然、人と社会、人と人工物とのコミュニケーションを基軸とする新たな文明の模索と創造が必須であるとの認識に立っている。

本学はこのような新しい社会を「高度コミュニケーション社会」と名付け、それを支える総合的科学技術の分野である「総合コミュニケーション科学^{*}」を創造し、それを発展させることにより21世紀の社会と世界に貢献することを宣言するとともに、この基本的な視点に基づき創立100周年を迎える2018年までに目指すべき大学像として「UECビジョン2018～100周年に向けた挑戦～」を策定している。

<UECビジョン2018～100周年に向けた挑戦～>

1. 「総合コミュニケーション科学」に関する教育研究の世界的拠点をめざします。
2. 国際標準を満たす基礎学力の上に、国際性と倫理観を備え、実践力に富む人材を育てます。
3. 世界から学生や若手研究者が集い、伸び伸びと研究し、そこからユニークな発想が生まれる環境を整えます。
4. 国内外の大学や産業界および地域・市民などとの多様な連携と協働により、教育研究の質を高め、社会に貢献します。
5. 経営の開放性と透明性を高め、学生や職員相互の信頼と士気が高く、社会に信頼される大学をめざします。

※総合コミュニケーション科学；

第一期中期目標で「高度コミュニケーション科学」と称してきた概念をさらに深化させ、広く多様な分野を総合する概念を表すため、「UECビジョン2018～100周年に向けた挑戦～」においては、「総合コミュニケーション科学」と改称することとした。以後、本報告書においては、「総合コミュニケーション科学」と統一表記する。

（学部・研究科等ごとの目的）

<電気通信学部>

電気通信学部では、「情報、通信及び関連する諸領域の科学技術諸分野において高度な専門能力を育み、幅広

く深い教養を受け、人間性・国際性ならびに倫理意識を涵養し、社会に貢献する人材を養成する。」ことを目的としており、当該目的を達成するために、「学問を基礎から体系的に学び、それらの知識を応用できる豊かで柔軟な科学的思考能力を持つ人材の養成」「幅広く深い教養を身につけ、豊かな人間性、高い倫理意識、国際性を持つ人材の養成」「他人の考えを正しく理解し、自分の考えを正しく伝える論理的コミュニケーション能力の習得」を全学科共通の学習・教育目標としている。

<電気通信学研究科>

電気通信学研究科では、「総合的理工学領域における真理の探求による新しい学問の創造と、その体系化に寄与する教育と研究を行うことにより、博士前期課程においては、専門領域分野に関する系統的専門知識を有し、産業界における中核的な役割を担う人材、博士後期課程においては、研究テーマ領域に関する非常に高度な知識と創造性を有し、我が国の研究開発の先導的役割を果たすべき人材を養成する。」ことを目的としている。当該目的を達成するために、以下の点を教育指導の基本方針としている。

- ・博士前期課程においては、本学の教育・研究領域である情報基礎を共通に持ちつつ、通信、情報、電子、機械、物理、化学、システム、コミュニケーション科学の領域の基礎を講義によって培うとともに、自己の専攻領域にかかる特別演習、特別実験等によってそれぞれの専門分野における高度な知識と研究開発能力とを身につけさせることを目標とする。
- ・博士後期課程においては、上記の領域について広い視野を持たせるために高度のスクーリングを行うとともに、最先端の情報を常に広く外部から取り入れ、社会の要請を十分認識した上で設定された課題についての研究を通じて、実社会への広い適応性と、独立して新分野の開拓を行い得る最先端の知識と研究開発能力を身につけた研究者を養成する。

<情報システム学研究科>

情報システム学研究科では、「高度情報化社会の新しい技術基盤としての情報システムの設計、構築、運用、評価及びその人間や社会との関係について幅広い教育と研究を行うことにより、博士前期課程においては、広い視野と高度の専門知識を持ち、企業や組織の現場において情報システムに関する指導的な役割を担う人材、博士後期課程においては、情報システム分野において自立して研究・開発を行い得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を持ち、将来の我が国産業の発展を担う独創力の豊かな人材を養成する。」ことを目的としている。

情報システム学は、理工学に基づく情報システムを基礎に据え、経済学、法学、社会学、文化・芸術などの社会生活の諸分野に深く関連する総合的、学際的な分野を学問対象とする。本研究科では、情報システム学の基盤分野に関する教育研究はもちろんのこと、上記の諸分野と情報システムとの相互関連、並びに、それに応じて提起される諸問題を見据え、幅広く先端的な教育研究を実施するため、以下に示す3項目を教育の基本方針とする。

- ①様々なバックグラウンドを持った学生に、情報システム学の専門的な知識を身に付けさせる、また、それらを活用できるよう実践的教育を行う。
- ②学際的な分野、境界領域に対する広範囲な知識を提供し、情報システム学探求の基礎を与える。
- ③学部教育により、もしくは、社会人として専門的な知識を身につけた学生の視野を広げる教育を行い、実社会と深く関わった研究の場を提供する。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

大学の目的、目標、「理念及び基本方針」、学部や大学院の人材養成の目標等を学則等に定めており、それらの内容は、学校教育法の定めにも適合している。

また、大学ホームページ、大学概要、学修要覧、学生生活の手引き（CAMPUS LIFE）等にも上記学則等を掲載し、新入生オリエンテーション等の機会を通じて学生に周知するほか、大学構成員への周知、社会への公表を行っている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

学士課程は、電気通信学部1学部のみでの構成で、情報、通信及び関連する諸領域の科学技術分野をカバーする7つの学科で構成されており、同学部の人材養成目的を達成する上で適切な構成となっている。

また、電気通信学部の教養教育については、全学組織である大学教育センターの下に置かれる共通教育部門が、カリキュラムの検討や運営にあたっており、専任教員の過半数が教養教育に携わっている。

大学院課程は、電気通信学部を基礎とする電気通信学研究科と独立研究科である情報システム学研究科の2研究科構成となっている。

電気通信学研究科は情報通信関連諸分野をカバーする7つの専攻によって構成されている。

情報システム学研究科は情報システム学関連分野をカバーする4つの専攻によって構成されており、各専攻に電気通信学部所属教員との連携による協力講座や外部機関との連携による客員講座を置くなど、同研究科における教育研究の目的を達成する上で適切な構成となっている。

大学の教育研究に必要な学内共同教育研究施設等として、9つのセンター等が設置されており、それぞれの役割に応じて、本学の教育研究の目的を達成するために適切に機能している。

教育研究活動にかかる重要事項等を審議するために、教育研究評議会及び教授会等を置き、定期的に開催し、必要な活動を行っている。

大学教育センター運営委員会及びその下に置かれている各部会、さらに各部局の教育委員会等が適切に設置され、必要な回数を開催し、教育課程や教育方法等について、実質的な検討を行っている。

基準3 教員及び教育支援者

教員組織編制については、「人事の基本方針」に基づき、学長及び部局長による責任体制の下で、教員配置を行っている。

学士課程においては、必要な専任教員数が確保され、主要科目（専門必修科目）のほとんどを専任教員が担当している。また、大学院課程においても、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されており、学士課程、大学院課程ともに各設置基準に適合している。

「人事の基本方針」に基づき、外国人、女性教員の積極採用を行うほか、全学裁量ポストの有効活用や任期制による教員採用の推進等、教員組織を活性化するための取組が行われている。また、教員の採用、昇格、大学院資格審査等について明確な基準を定めており、当該基準に基づいて、適切な教員選考が実施されている。

各教員が活動状況を「教員基本データベースシステム」に入力し、そのデータに基づく、自己点検・評価を定期的に行い、結果をインセンティブの付与や昇給等へ反映させている。また、学生による授業評価アンケートの結果を受けて、授業の改善が行われている。

教育内容に教員の研究活動の内容が適切に反映されるように、教員の配置、教育課程の編成が行われている。

教育課程を遂行するための教育支援として、教務課、学生課等の事務職員が大学教育センターや学生支援セ

ンター等において、教員と協働して業務を実施している。また、技術職員で構成する技術部を置き、学生実験・実習教育業務等の教育研究支援を行っている。さらに、TAを有効活用し、授業の効率化、教育効果の向上を図っている。

基準4 学生の受入

本学の教育目標、各学科、専攻の教育目標を踏まえ、学部・研究科ごとに入学受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定め、「大学案内」、「学生募集要項」、ホームページに掲載し広く公表、周知している。

また、入学受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って、一般選抜のほかに推薦、社会人、帰国子女、私費留学生等多様な入学受入を実施している。

入学受入に当たっては大学教育センター入試検討部において選抜方法の改善を行うほか、試験実施に当たっては試験実施本部を設置し、責任体制の明確化を図り、公正な入学試験を実施している。

電気通信学部、情報システム学研究科博士前期課程、電気通信学研究科博士後期課程については実入学人数が入学定員にほぼ則している。なお、実入学人数が入学定員を大幅に超えている電気通信学研究科博士前期課程及び実入学人数が入学定員を下回っている情報システム学研究科博士後期課程の入学定員については、学生の動向や社会の環境変化と要請の現状分析を行い、平成22年度から入学定員の適正化を予定している。

基準5 教育内容及び方法

<学士課程>

教育課程は、人間性や倫理観の陶冶に資する教養教育科目としての「総合文化科目」と理工学の基礎から各学科への専門性へ系統的に展開する「専門科目」の2つの科目分野から構成されており、科目分野ごとに基礎から上級への階層を成し、1年次から4年次までの体系的な教育を行う編成としている。

教育課程の編成や授業科目の内容において、大学院科目の先行履修制度などの大学院教育との連携、「キャリアデザイン」などのキャリア教育の体系的な展開、平成15年度に「特色ある大学教育支援プログラム」において採択された「「楽力」によって拓く創造的ものづくり教育」における体験教育を取り入れるなど、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に配慮している。

講義、演習、実験、実技をバランスよく開講するほか、少人数制やPBL形式、「ロボメカ工房」などの体験型教育、e-Learningシステム等多様なメディアの活用など、学習指導法の工夫がなされている。

シラバスの記載項目を見直し、掲載内容の確認体制を整備し、教育課程の編成に沿った適切なシラバスを作成している。また、ホームページ上で学外からの閲覧が可能であり、有効活用されている。

ガイダンスやシラバスで履修指導や授業時間外の学習等に関する指導を行うとともに、自主的な学習環境を整備し、自主的な学習を促している。

基礎学力不足の学生に対しては、数学及び物理学の補習授業を行っている。また、「2年次終了時審査」などの段階的な進級審査により、学業の進捗管理をするとともに、助言教員制度による適切な指導、助言に努めている。

夜間主コースについては、平日の夜間と土曜日に授業を開講し、特に土曜日に長時間にわたる実験、演習科目を配置し、有識社会人に配慮している。また、受講の機会をフレキシブルにするため、昼間コースの授業科目を30単位まで履修可能としている。

成績評価基準や卒業認定基準を定め、学修要覧等に掲載、学生に周知し、これらに基づいて成績評価、卒業認定等が実施されている。また、成績に対する異議申し立て制度を設けるなど、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられている。

<大学院課程>

教育課程は「基礎科目」と「専門科目」から構成されている。電気通信学研究科では学部教育からの継続性を考慮した「基礎科目」が開設され、「専門科目」への橋渡しをしている。また、独立研究科である情報システム学研究科では情報系学部以外を卒業した学生のために、情報系の基礎言語やスキル習得を目的として「基礎科目」を開設し、専門教育を受けるための下地づくりに配慮している。両研究科とも、「専門科目」は論文作成に必要な知識を教授するための中心的役割を担い、高度な専門教育を実施している。

教育課程の編成や授業科目の内容において、企業等の研究者等による最先端の講義、英語による講義、他大学との単位互換の実施、留学生、社会人への就学機会を増やすための入学及び修了時期の弾力化、文部科学省教育支援プログラム等の実施など多様な取組を行い、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に配慮している。

入学時のガイダンスにより組織的な履修指導をするとともに、指導教員の指導のもと、「年間履修計画書」、「研究指導計画書」を作成している。これらの計画書は、学生と相談しながら作成され、学生の授業時間外の学習時間等を配慮して学生の自主的学習を促しており、単位の実質化への配慮がなされている。

講義や研究室における少人数の輪講、実験、演習授業の展開、国際性やコミュニケーション能力を高める科目の開講、問題設定型の教育を行う「問題設定型光科学教育プロジェクト」など、様々な指導法の工夫等がなされている。

シラバスの記載項目を見直し、掲載内容の確認体制を整備し、教育課程の編成に沿った適切なシラバスを作成している。また、ホームページ上で学外からの閲覧が可能であり、有効活用されている。

夜間での受講や研究指導については、指導教員と相談の上、学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされている。

学則等において研究指導に関して規定されており、複数の指導教員を置いて指導する体制が整備されている。また、「研究指導計画書」に基づいた指導や中間発表会の実施等により研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われている。

成績評価基準や修了認定基準を定め、学修要覧等に掲載、学生に周知し、これらに基づいて成績評価、修了認定等が実施されている。また、学位論文に係る評価基準等を定めて学修要覧に掲載、周知している。論文審査体制については、電気通信大学学位規程及び各研究科の学位審査要項に基づき、論文審査会、専攻会議、両研究科委員会、教授会の議により審査を行っており、適切な審査体制が整備されている。

成績に対する異議申し立て制度及び学位審査に関する異議申し立て制度を設けるなど、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられている。

基準 6 教育の成果

大学教育センター教育改善部において、学生による授業評価、卒業（修了）生へのアンケート調査、企業へのアンケート調査、英語力、国語力調査等を実施している。

電気通信学部では、2年次終了時審査、卒業研究着手審査、卒業審査と段階的に審査を実施し、学力、資質、能力の確保に努めており、卒業研究着手審査に合格した者の卒業率は非常に高くなっている。

大学院課程では、博士前期課程の標準修業年限内の修了率は非常に高くなっている。また、学生に対して、学会等への参加を積極的に奨励しており、学会賞の受賞などの成果につながっている。

学部在生に対するアンケートでは、本学に入って良かったと感じている学生が多く、コミュニケーション能力等の涵養に関しての課題はあるものの、「論理的思考力」の養成については高い評価を得ている。「コミュニケーション能力」等の涵養については、「国際科目」（短期留学プログラム学生向け英語による授業科目）の一般学生への開放などの取組を実施してきたところであるが、今後さらに充実させていく必要がある。

大学院在生に対するアンケートでは、研究科の目的に沿った「論理的思考力」等についての満足度が非常

に高く、「研究室における研究活動の満足度」に対しても肯定的評価が得られているものの、研究指導をより充実させるため、「研究指導計画書」に基づくより組織的できめ細かな研究指導の実施、「学位論文審査基準の明確化」及び「学位論文評価シートによる更なる厳正な論文審査」を行っている。

学部及び大学院博士前期課程の学生の就職状況は、高い成果を上げており、通信・情報サービス、電気・情報通信機器、電子部品・デバイス・電子回路等の多方面に技術者・研究者を数多く輩出している。

基準7 学生支援等

1年次の学生に対して大学生活への適応を促進するため、全学科で新入生合宿研修を実施している。専門課程への移行の段階として3年次の在来生合宿研修において、卒業研究のためのガイダンスや進学・就職等の進路指導を行っている。

相談体制については、「学生何でも相談室」や「保健管理センター」のカウンセラー（臨床心理士）による対応の他、各学科の助言教員による修学支援がある。また、就職相談には「就職支援室」にキャリアカウンセラーを配置し、ハラスメントへの対応のためにハラスメント相談員を選任するなど複数の相談窓口を開設することにより、多様な相談に対処できる環境を確保している。

外国人留学生のための支援体制としては、国際交流推進センターに留学生の相談全般を担当する助言教員を置くとともに、チューターによる学習面での支援を行っている。

学生の自主的学習を支援するため、多様な自習室やeラーニングによる自習環境を整備し、自習室にはパソコン等の情報機器が充実するなど学内の学習支援環境が整備され、多くの学生が利用している。

課外活動に供する施設も整備され、学生のサークル活動や自主的活動の活性化を目的とするリーダーシップセミナーが、サークルリーダーを対象として毎年行われている。

基準8 施設・設備

本学の校地、校舎等の面積、教室等施設の状況は【大学現況票】に示すとおりであり、本学の教育を実施するために十分な規模を有している。また、施設の利用については、「施設利用実態調査」を実施し、施設の利用状況、狭隘状況、老朽化等に関する点検・評価を行い、調査によって明らかとなった未使用スペースについては共同研究スペースとして有効に活用している。さらに、大学構内の自主点検（安全パトロール）を実施し、段差の解消など順次バリアフリー化を推進している。

施設設備の整備、維持保全、管理運営を一体化し、戦略的かつ経営的視点に立って教育研究環境の質的向上を推進することを目的として「国立大学法人電気通信大学における施設マネジメントの基本方針」を策定している。また、次期中期目標に繋がる施設整備計画のための「キャンパスマスタープラン」を策定し、これをメールマガジン「UECコミュニケーション」で学内に周知している。

情報基盤センターにおいて、関連組織のネットワークやシステムを統括し、学内情報ネットワークの整備運用並びに、情報処理教育設備の運用を行っている。学内情報ネットワークの整備は最新の技術動向を調査のうえ継続的に更新し続けており、現在では建屋の各フロアまで1 Gbps の高速ネットワークを敷設している。更新前と比べてネットワークの帯域幅が10～100倍となり、年々増大するeラーニング教育や研究目的でのネットワーク利用に対応可能となり、老朽化した機器を更新したことにより、学内ネットワークの安定運用が可能となっている。また、情報技術を効果的に利用することを目的とするeキャンパス構想に基づき学内公衆無線LANネットワークを設置しており、講義と自習にネットワークを自由に利用することが可能となっている。これらのネットワークの情報セキュリティについては、侵入検出装置やファイアウォール等複数の方法によって維持されている。

情報処理教育設備ではマルチメディアに対応したPCを3教室に分散配置し、2教室で講義を、1教室で自習

を行なえる環境を整えている。これらのPCは大型UNIXサーバにアクセスすることができ、専門的な計算機環境を利用することが可能である。この環境により、各学科は初等情報教育及び専門教育を実施することが可能であり、前システムと比較すると、現在利用しているPCはマルチメディア能力が向上している。また、学生はこれらの機器を利用して自由に自習ができ、自宅からUNIXサーバを利用することも可能となっている。

図書資料の整備については、利用者のニーズを把握した上で、自然科学・工学関係の専門分野のみならず、人文・社会科学系を含む専門書以外の資料も重視しつつ系統的に整備している。また、学内で提供できない資料については、他大学・研究機関等との相互貸与等で対応している。さらに、急速な情報化の進展に伴い、オンライン資料の提供が不可欠なため、「Web of Science」等のオンラインデータベース及びオンラインジャーナルを導入すると共に、効果的な活用を普及するため、定期的に講習会を開催している。

学位論文の要旨、紀要など研究活動や成果等の電子化を図り、順次ウェブサイトでの公開に努め、オンラインによる活用を推進している。

図書館については、閲覧スペースや情報端末スペース等が設けられている。設備についても、情報検索端末や教育用計算機端末等の必要な設備が設置されている。開館時間については、平日の通常開館のほか、土曜日も開館するとともに、夜間特別開館や日曜日の利用も可能としている。また、学外者にも開放している。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

大学教育センターの教育改善部では、FD活動、学生授業評価、成績評価法、教育業績評価方法等について検討を行っており、基礎データとして教育活動の実態を示すデータや資料を収集し、報告書を作成している。

収集された基礎データは継続的に蓄積されつつあり、教員へのフィードバック等により改善に寄与している。データ分析とその結果の周知、分析に基づく改善勧告等によりPDCAサイクルが確立されつつある。

平成18年度に、卒業生、在学生、企業等に対し、教育の成果・効果等に関するアンケート調査を実施し、これに基づき、自己点検・評価報告書を作成し、外部評価委員会による評価を受けたが、ここでの提言や経営協議会等の学外関係者の意見を教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に活用している。

大学教育センターではファカルティ・ディベロップメント推進規程に基づき、新任教員研修、FD合宿研修、シラバスの定期点検等により、授業及び研究指導の内容、方法の不断の改善を図っている。また、年報を作成しFD活動全体を鳥瞰し、次年度の活動の一助とすることとしている。平成19年度には、実践的なテーマで参加意識を高めることを目指したFD合宿研修を実施した。さらに、大学教育センターの教育企画部が中心となって全学のTAとTAを雇用する立場の教員を対象としたTA研修会が開催された。

基準10 財務

本学の資産は、国立大学法人移行時に国から現物出資を受けたもので教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務は過大にはなっていない。授業料等の学生納付金収入は、適正な入学者数の確保により安定しており、外部資金は、産学連携の推進等により、共同研究、受託研究等の収入が増加傾向にある。

財務上の収支計画等は、中期計画において6年間の予算（人件費の見積りを含む）、収支計画、資金計画を策定し文部科学大臣の認可を得ており、中期計画に基づく年度計画は毎年度策定し文部科学大臣への届け出を行っている。なお、策定に当たっては拡大役員会、教育研究評議会にて検討し、経営協議会の審議を経て役員会の議を経ている。中期計画、年度計画及び財務諸表等は会議等を通じて学内関係者に周知するとともに、本学webサイト等で学外にも公表している。

平成16事業年度～平成20事業年度の収支の状況は、当期総利益を計上していること、また短期借入も行っていないことから、収支の状況において、支出超過とはなっていない。

学内予算配分に当たっては、戦略的経費、学生教育経費、教員研究経費等が確保されており、予算編成に当

たっては、拡大役員会、教育研究評議会における検討を経て、経営協議会、役員会に諮り配分を行っている。施設設備の整備については、マスタープラン等に基づき計画に行われている。

財務に対する会計監査には、法令等に基づき監事監査と会計監査人の監査が適切に実施されており、いずれも適正に行われてる旨の報告書を受け取っている。

基準 11 管理運営

中期計画に運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策を掲げ、これを学長のリーダーシップの下で達成するための管理運営組織を置くとともに、理事の効率的かつ責任ある配置、企画調査室の設置などにより学長補佐機能の強化を図ってきている。

更に、平成 20 年度の学長交代にあたっては、管理組織の役割及び責任について見直しを行い、組織体制の高機能化を図っている。

また、「危機管理基本要項」、「公的研究費の不正防止等のためのマニュアル」、「コンプライアンス規程」を整備するなど、予測できない外的環境の変化等への対応、構成員への法令遵守、研究者倫理等に関する体制を整えるほか、監事 2 名を置き各年度の監事監査計画に従い、業務及び会計について監査を適切に実施しており、大学としての内部統制機能の充実を図っている。

在学生アンケートや学生による授業評価等による学生のニーズの把握、教職員宛メールニュースの対話コーナーによる教職員からの意見の募集、卒業（修了）生、企業等に対するアンケートや経営協議会、外部評価委員会による学外関係者の意見の把握に努め、これらを踏まえて、これまでに、教員の自主的な授業の改善、ファカルティ・ディベロップメント推進規程の制定による FD の組織的展開の強化、次期中期目標・計画の検討のためのタスクフォースの立ち上げなど、業務運営の改善を行っている。

管理運営に関する諸規程を整備し、管理運営に関わる役員等の選考、採用に関する規定や方針、責務と権限を規定している。

大学のデータ、活動状況の把握及び自己点検・評価の充実に努め、教育、研究、社会貢献、管理運営の 4 領域からなる「教員基本データベース」を構築し、各教員の活動状況に関するデータや情報を収集、蓄積するとともに、大学評価・学位授与機構が運営する、「大学情報データベース」にデータ投入を行っている。

この、教員基本データベースや大学情報データベースに蓄積したデータ等を活用し、国立大学法人評価委員会に毎年度業務実績報告書を提出し、これに基づき法人評価を受けるほか、全学レベルでの組織評価である、「教育の成果」、「研究活動に関する」自己点検・評価を実施し、外部評価委員会による評価を受けている。

各年度の国立大学法人評価委員会による評価結果において課題として指摘された事項は、速やかに改善を図り、この結果を業務実績として報告する仕組みとしており、また、「評価結果の活用方針」を定め、学内の教員評価の結果を学内の資源配分、インセンティブの付与、給与等に反映させ、教育研究改善のための仕組みとして機能している。

社会に対する説明責任として情報公開に努め、「業務実績報告書」、「自己点検・評価報告書」、「外部評価報告書」、「国立大学法人評価委員会による評価結果報告書」及び、教員の活動状況を広く紹介する「研究者情報総覧」を大学ホームページで公開するほか、大学評価・学位授与機構が運営する大学の情報を一元的に紹介する「大学評価情報ポータルサイト」に「本学の目標・理念」、「評価関連情報」、「特色ある教育研究活動に関する情報」へのリンクを公開している。

大学の活動を広く社会に発信するため、「大学概要」、「大学案内」、「UEC NEWS」、「電通大どおり」、「OPAL RING 共同研究はじめの一步」などを定期的に発行・印刷し学内外に配布している。また、「大学案内」、「UEC NEWS」、「電通大どおり」、「OPAL RING 共同研究はじめの一步」は、同じ内容をホームページでも閲覧でき、印刷も可能としており、ホームページの改良に努めている。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/daigaku/no6_1_1_jiko_denkitsushin_d201003.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-2-①-6	大学概要 2008 (p. 5～8)
	1-2-①-7	UEC ビジョン 2018 ～100 周年に向けた挑戦～ パンフレット
	1-2-①-8	電気通信学部学修要覧 (p. 57、p. 66)
	1-2-①-9	電気通信学研究科学修要覧 (p. 13、p. 19、p. 24)
	1-2-①-10	情報システム学研究科学修要覧 (p. 18、p. 24、p. 29)
基準2	2-2-①-1	電気通信大学電気通信学部教授会規程
	2-2-①-2	電気通信大学大学院情報システム学研究科教授会規程
	2-2-②-1	電気通信大学電気通信学部教育委員会規程
	2-2-②-2	電気通信大学大学院電気通信学研究科教育委員会規程
	2-2-②-3	電気通信大学大学院情報システム学研究科教務委員会規程
基準4	4-2-③-1	平成 21 年度 (後期日程) 電気通信大学入学試験実施組織図 (例)
基準5	5-1-①-1	総合文化科目カリキュラム表 (電気通信学部学修要覧 p. 67～72)
	5-1-①-2	専門基礎科目 (専門共通科目) カリキュラム表 (電気通信学部学修要覧 p. 73～78)
	5-1-①-3	学科専門科目カリキュラム表 (電気通信学部学修要覧 p. 79、80、83、85、86、89、91、92、95、97、98、101、102、105、107、108、111、113、114、117、119、120、123)
	5-1-②-1	「キャリアデザイン」、「インターンシップ」シラバス
	5-1-②-3	卒業研究着手審査基準 (電気通信学部学修要覧 p. 20～21)
	5-1-③-1	単位制度及び成績評価基準 (電気通信学部学修要覧 p. 15、p. 32～33)
	5-1-③-2	履修モデル (コースツリー) (電気通信学部学修要覧 p. 81、84、87、90、93、96、99、103、106、109、112、115、118、121、124)
	5-1-③-3	シラバス (例)
	5-2-②-1	シラバス (例)
	5-2-③-1	「2 年次終了時審査」、「卒業研究着手審査」基準 (「電気通信学部学修要覧」 p. 16～21)
	5-2-④-1	授業時間割 (夜間主コース)
	5-3-①-1	電気通信学部履修規程 (電気通信学部学修要覧 p. 54)
	5-3-①-2	卒業所要単位及び卒業審査基準 (電気通信学部学修要覧 p. 22～23)
	5-4-①-1	電気通信学研究科カリキュラム表 (電気通信学研究科学修要覧 p. 28～41)
	5-4-①-2	電気通信学研究科コースツリー (電気通信学研究科学修要覧 p. 43～49)
	5-4-①-3	情報システム学研究科カリキュラム表 (情報システム学研究科学修要覧 p. 34～41)
	5-4-①-4	情報システム学研究科コースツリー (情報システム学研究科学修要覧 p. 42～45)
	5-5-②-1	シラバス (例)
	5-7-①-1	シラバス (例)
	5-7-①-2	電気通信大学大学院電気通信学研究科履修規程 (電気通信学研究科学修要覧 p. 25)
	5-7-①-3	電気通信大学大学院情報システム学研究科履修規程 (情報システム学研究科学修要覧 p. 30)
	5-7-②-1	電気通信大学学位規程 (電気通信学研究科学修要覧 p. 53～57)
	5-7-②-2	電気通信大学学位規程 (情報システム学研究科学修要覧 p. 49～53)

	5-7-②-3	電気通信大学大学院電気通信学研究科学位審査要項（電気通信学研究科学修要覧 p. 58～64）
	5-7-②-4	電気通信大学大学院情報システム学研究科学位審査要項（情報システム学研究科学修要覧 p. 54～60）
	5-7-②-5	博士の学位取得者決定に関する申合せ ・課程修了による博士の学位申請者に対する最終試験（外国語）の方法について ・課程修了によらない博士の学位申請者に対する学力の確認の方法について
	5-7-②-6	大学院情報システム学研究科博士の学位論文審査及び最終試験の判定に関する申合せ
基準6	6-1-④-1	平成20年度就職状況一覧
	6-1-④-2	平成20年度卒業・修了者進路状況
	6-1-④-3	平成20年度学部卒業業者就職（業種別）及び進学状況
	6-1-④-4	平成20年度大学院（博士前期課程）修了者就職（業種別）及び進学状況
基準7	7-1-②-1	学生相談に関する対応指針
	7-1-④-1	平成20年度チューター活動のためのマニュアル
	7-2-②-1	電気通信大学大学公認課外活動団体一覧
	7-2-②-2	電気通信大学課外活動団体に関する要項
	7-2-②-3	電気通信大学課外活動共用施設運営要項
	7-2-②-4	電気通信大学体育施設運営要項
	7-2-②-5	電気通信大学学生会館運営要項
	7-2-②-6	電気通信大学学生表彰実施要項
	7-2-②-7	電気通信大学学生表彰実施細目
	7-2-②-8	平成20年度電気通信大学学生表彰
	7-3-①-1	国立大学法人電気通信大学ハラスメントの防止に関する規程
	7-3-①-2	電気通信大学ハラスメント相談員マニュアル
	7-3-③-1	奨学金受給状況
	7-3-③-2	電気通信大学入学料、授業料、寄宿料免除及び徴収猶予規程
	7-3-③-3	平成20年度入学料免除実績
	7-3-③-4	平成20年度前期分授業料免除出願状況
	7-3-③-5	平成20年度後期分授業料免除出願状況
	7-3-③-6	平成20年度前期分授業料免除出願状況（再チャレンジ支援経費）
	7-3-③-7	平成20年度後期分授業料免除出願状況（再チャレンジ支援経費）
基準8	8-1-①-1	キャンパスマスタープラン
基準9	9-1-①-1	電気通信大学大学教育センター年度報告書（抜粋）
	9-1-①-2	2008 基礎学力・基礎体力等調査報告書（抜粋）
基準10	10-1-①-1	平成16年度末貸借対照表
	10-1-①-2	平成17年度末貸借対照表
	10-1-①-3	平成18年度末貸借対照表
	10-1-①-4	平成19年度末貸借対照表
	10-1-①-5	平成20年度末貸借対照表
	10-1-②-1	平成16年度決算報告書

	10-1-②-2	平成17年度決算報告書
	10-1-②-3	平成18年度決算報告書
	10-1-②-4	平成19年度決算報告書
	10-1-②-5	平成20年度決算報告書
	10-2-②-1	平成16年度損益計算書
	10-2-②-2	平成17年度損益計算書
	10-2-②-3	平成18年度損益計算書
	10-2-②-4	平成19年度損益計算書
	10-2-②-5	平成20年度損益計算書
	10-2-③-1	平成20年度予算編成方針
	10-2-③-2	平成20年度予算額（総表）
	10-2-③-3	設備マスタープラン
	10-3-②-1	国立大学法人電気通信大学監事監査規程
	10-3-②-2	監事監査報告書
	10-3-②-3	独立監査人の監査報告書
基準11	11-1-①-1	電気通信大学危機管理基本要項
	11-1-①-3	国立大学法人電気通信大学コンプライアンス規程
	11-1-①-4	電気通信大学遺伝子組換え実験安全管理規程
	11-1-①-5	電気通信大学動物実験指針
	11-1-①-6	電気通信大学ヒトを対象とする実験に関する倫理規程
	11-1-③-1	「UECコミュニケーション」の例
	11-3-③-1	電気通信大学役職員行動指針
	11-3-④-1	大学概要2008（抜粋）